

原発問題 議会質問

2021(R3)年6月議会～2023(R5)年9月議会

1. 2023年(令和5年)9月定例会一問一答質問[2023年9月22日]

「島根原発1号機廃止措置計画変更願について」

「山口県・上関町の間蔵施設建設計画について」

「核燃料サイクル政策について」

○尾村利成議員 まず、島根原発1号機廃止措置計画変更願についてであります。

我が党は、原発の廃炉には賛成であります。しかしながら、中国電力の島根原発1号機廃止措置計画は、原発の廃炉、解体計画と同時に、使用済み核燃料を再処理して危険なプルトニウムを燃やすプルサーマル運転がセットとなっています。ですから、私は、この廃止措置計画は毒入り計画と言わざるを得ないのであります。破綻した核燃料サイクル、プルトニウム循環方式にしがみつ、島根原発2号機の再稼働並びに2号機でのプルサーマル運転を前提とする本計画には賛同できないのであります。

まず、廃止措置の経緯についてであります。県は、2017年7月11日に中国電力に対し、島根原発1号機の廃止措置計画の事前了解を行いました。このときの中国電力の廃止措置の説明、中電は当時どう説明していたのか、改めて振り返ってみたいと思います。

2017年の中国電力の説明では、中電は、まず1つに、2018年度に六ヶ所再処理工場が稼働すると、この島根県議会でも総務委員会で言明をいたしました。そして2つに、2029年度までには使用済み核燃料を全量搬出できると、このように説明をしていたわけでありまして、これら2つの約束は果たされたのでしょうか、伺います。

○防災部長(森本敬史) 六ヶ所再処理工場は、現時点では稼働しておらず、事業主体の日本原燃は、竣工時期を2018年度上期から2024年度上期のできるだけ早期に延期しております。これに伴い、中国電力は使用済み燃料の搬出完了時期を2029年度から2035年度に見直しており、当初の説明とは異なっていると認識しております。

○尾村利成議員 そうですね。当初の説明とは異なっています。ですから、その当時の約束というのは果たされておられません。

このたびの変更は、第2段階の具体化と工程の見直しであります。工程の見直しについては、2029年度までとした第2工程を2035年度へと6年延長するものであります。この主な延長理由は何ですか、伺います。

○防災部長(森本敬史) 中国電力によりますと、第2段階の終了時期が2029年度から2035年度まで6年間延長された一番の理由は、六ヶ所再処理工場の竣工時期が6年間延期されたためとのことであります。

○尾村利成議員 すなわち、使用済み核燃料の再処理ができないわけでありまして、中電は、このたびの変更願において、2024年度の上期には六ヶ所再処理工場が竣工すると強弁しています。しかし、私はそれは中電の願望であって、希望的観測と言わざるを得ないんです。本当に六ヶ所再処理工場が稼働するか否かは不確実であります。不透明であります。知事の見解を伺います。

○知事(丸山達也) 六ヶ所再処理工場につきましては、事業主体であります日本原燃が2024年度上期のできるだけ早い時期の竣工を目標として示しているところであります。計画である以上、一定の不確実性はあると認識をいたしておりますけれども、中国電力からは、再処理工場について、日本原燃だけではなく電力事業者や関係するメーカーから応援要員を派遣するなど、2024年度上期竣工の実現に向けて共同で取り組んでいるとの説明があったところであります。国も、エネルギー基本計画におきまして、竣工と操業に向けた準備を官民一体で進めるとしてありまして、県としてはその状況を注視しているところでございます。

○尾村利成議員 2024 年度の上期に六ヶ所再処理工場が竣工しなければ、第 2 段階の工程に変更が出てくる可能性が生じてくると思います。県として、中電に対して、2024 年度上期に再処理工場が稼働しない場合、また稼働したとしても事故、トラブルが発生した場合などありとあらゆる場合を想定し、その際の対応、方向性、スケジュールなど、こういった説明責任を果たすよう求めるべきではないでしょうか。そのことなしの変更は絵空事であり、実効性ある計画とは言えないと考えます。知事、いかがでしょう。

○知事(丸山達也) 議員からも御指摘がございましたとおり、今回、事前了解願が出ております第 2 段階の廃止措置計画につきましては、六ヶ所再処理工場の現在の竣工見通しも踏まえた上で作成されたものと認識をいたしております。中国電力は、不確定要素も考慮して余裕を含めた計画と説明をしておりますけれども、当然、何らかの大きな状況変化があれば、計画の見直しが必要となる可能性がないとは言えないものと考えております。

県といたしましては、そういった見直しが必要となった場合であっても、安全確保を最優先とし、廃止措置を前に進めていくことができる計画であるということが重要だと考えているところでございます。

○尾村利成議員 六ヶ所再処理工場は、1993 年に着工して 1997 年に完成の予定でしたが、事故やトラブルが続出して、完成時期が 26 回も延期されております。着工から 30 年たっても完成の見通しがありません。世界を見てみたいと思います。世界各地の再処理工場では、爆発事故などが相次いで、再処理の工程自体確立されていない。私は、この事実を冷厳に見るべきだと思うんです。

知事、中電の言い分を県が追認をするのか、私は今このことが問われていると思います。24 年度の上期に竣工しないとき、きちっと県として、そういうときはどうするかということの中電に求めてないと、県の責任が問われてくると思うわけでありまして。24 年度の上期に竣工しないとき、この場合、中電に説明責任を果たすよう求めていただけませんか。

○知事(丸山達也) 大事なことでありますから、そういう状況になれば、中国電力から何らかの説明がされるはずだというふうに思いますし、それが計画に影響を及ぼすかどうかは、廃止措置計画の関係で余裕を持っているということがどの程度かということになるかと思っておりますので、それは直ちに計画の変更が必要になるかどうかという話は 1 つずれますので、2 つ話がありますが、前提としております六ヶ所再処理工場の竣工が予定どおりにならなかったということについては、一緒に取り組んでいるというふうに言っているわけですから、一緒に取り組んでいる者としてそれなりの説明責任を果たしてもらおうということが必要になるかと思っております。

○尾村利成議員 結局、中電は、六ヶ所再処理工場が 24 年度の上期に動くんだと。この 9 月 7 日に開かれた委員会でも強弁するんですね。何でこう言うかと。何で 24 年度の上期に竣工すると言うかといったら、それは私はこう思うんです。来年の 8 月に島根原発 2 号機を再稼働したいから。島根原発 2 号機を再稼働すれば、当然、使用済み核燃料が出てくる。すなわち、核のごみが増えるわけです。じゃ、これどうするかということが今大問題になっているわけだから、だから六ヶ所が動くんですと。六ヶ所で再処理できるんですと。こういうふうに言わないと 2 号機の再稼働にブレーキがかかるから、こういうふうに私は言っていると思うわけです。

しかし、上関の中間貯蔵施設建設に移りますけど、中電がそこまで言うように使用済み核燃料の再処理ができるというんだったら、使用済み燃料を一時保管する中間貯蔵施設なんて造る必要はないじゃありませんか。防災部長、上関の中間貯蔵施設、どこの原発の使用済み燃料を貯蔵、保管する計画ですか。

○防災部長(森本敬史) 中国電力が設置を検討している中間貯蔵施設については、これから立地が可能かどうかの調査が行われるものであり、今後どう推移するかは不明であります。その上で、仮に設置される場合、関西電力との共同開発という話もありますけれども、中国電力としては、中間貯蔵施設の設置は島根原発の安定稼働に資すると発言していることから、少なくとも島根原発の使用済み燃料の保管は想定していると理解しております。

○尾村利成議員 答弁のとおり、島根原発の使用済み核燃料を保管する、保管予定のための施設です。それだけではない。関西電力と共同開発する予定ですから、じゃ、どうなるかと思ったら、福井県の美浜、高浜、大飯原発、これらの核のごみも持ち込まれる可能性が大きいでしょう。

中間貯蔵施設建設に当たって、上関町はもちろんのこと、山口県の県民からも、島根原発のごみは持ち込まないでほしい。瀬戸内の豊かな自然と暮らしを壊さないでほしい。中電の拙速で強引な手法が地域コミュニティーを壊し、地域が分断されている。こういった今、声が上がっています。知事に伺います。この不安の声、どう受け止めていますか。

○知事(丸山達也) 中間貯蔵施設につきましては、中国電力から立地可能性調査のお申出を上関町に先月され、可能性調査についての受入れの判断がなされたところだというふうに承知をいたしております。この計画に対する地元や地元じゃない方々も含めた声というのは報道で承知をいたしておりますけれども、最終的に、可能性調査の後、可能だとなって、そういった手順が進んでいって設置を了承されるかどうかというのは、改めて地元自治体が地元のそうした声も含めて判断されるものであるということでありまして、その一方で、中国電力としては上関町からの求めに応じて町民の方々などへの情報提供などを丁寧にするということでもありますので、今後の調査等に当たって事業者である中国電力からしかるべき適切な対応がなされるものというふうに受け止めているところでございます。

○尾村利成議員 造られる施設というのは文化施設でも、または芸術施設でもありません。危険な施設であります。危険な原発のごみ、使用済み核燃料を受け入れざるを得ない山口の住民、本当に今不安でいっぱいだと思います。

中国電力は、来年8月に島根原発2号機を再稼働するということを公表しました。島根原発2号機を再稼働しなければ、上関町に中間貯蔵施設を建設する必要は、私はないと考えますが、知事はどうお考えでしょう。

○知事(丸山達也) 島根原発2号機を再稼働しなければ、上関町に調査の了解をもらって進めようとしているこの施設を建設する必要がないのではないかということにつきましては、1点目には、関西電力との共同開発、その共同の意味ですね。関西電力とどういうふうに共同していくのかということが不明であること。あとは、六ヶ所の搬入のスケジュール等々の詳細が不明でありますので、島根県としては分からないということになろうかと思えます。

○尾村利成議員 島根原発のごみが中間貯蔵施設に行くというわけであります。これは、先ほど防災部長の答弁があったとおりです。島根の核のごみが行きかねない。島根県は、キャッチフレーズとして、いいけん、島根県、こう言っています。島根に関わる諸問題、諸課題に対して説明責任をきちっと果たすということは、私は最低限のエチケットだと思います。島根県としての中間貯蔵施設の考え方、私は明確に発信していく必要があると思えます。傍観者であってはならないと考えます。知事はどうでしょうか。

○知事(丸山達也) 使用済み核燃料の中間貯蔵施設は、使用済み燃料が再処理施設に受け入れられるまでの間、一時的に保管される施設でございます。その上で、中国電力が上関町へ設置の検討を進めている施設につきましては、今後調査が進んだとしても、最終的に設置を了承されるかどうかについては改めて地元自治体において判断されるものというふうに理解をいたしております。したがって、島根県としてそのことに対する是非を述べる立場にはないというふうに理解をいたしておりますし、説明責任を果たすという意味でいきますと、議員の御主張によれば、島根原発の使用済み核燃料が中間貯蔵施設に行くから島根県が説明責任を負うんだというふうな御主張でございますが、これは電力事業者である中国電力の事業活動、原子力発電所の運転によって生じた使用済み燃料であります。したがって、その説明責任を負っているのは中国電力でありまして、そういった意味で、場所がどこに今所在するかという意味において島根県にはございませんけれども、中国電力が中国電力の利用者のために、電力供給をするために生じた使用済み燃料、廃棄物の処理をどうするかということについては、島根県がオリジナルに説明責任を負うというものではないというふうに私は思っています。

○尾村利成議員 中電が説明責任を果たすのは当たり前のことです。

使用済み燃料の再処理技術は未確立です。ですから、六ヶ所の再処理施設が動かなかったら、中間貯蔵ではなく最終貯蔵になってしまう。このことを山口の皆さん方は心配されているわけです。原発を動かすから中間貯蔵施設が必要だという今状況になっているわけです。これは、後でいう核燃料サイクル政策が行き詰まっているからなんです。私は、島根としてはこれ以上、処理方法のない使用済み燃料を増やさない対策を取るべきだと思います。それはすなわち、使用済み核燃料の再処理技術がまだ確立されていない中においては、これ以上核のごみは増やさない。それは、原発2号機を動かさない。私は、このことが大事だと思います。

中電は、2号機を稼働した後にプルサーマルを行おうとしています。現在、中電はプルトニウムを幾ら保有していますか。プルトニウムの利用計画はどうなっていますか、お聞きします。

○防災部長(森本敬史) 中国電力のプルトニウム保有量は、電気事業連合会によりますと、昨年12月末時点で約1.4トンとされております。また、今年2月に公表されたプルトニウム利用計画において、島根原発2号機でプルサーマルを実施するとされておりますけれども、導入時期については未定とされております。

○尾村利成議員 知事に伺います。プルサーマル発電について、島根県民の理解は得られていると考えますか。どうですか。

○知事(丸山達也) 島根原発2号機のプルサーマルにつきましては、平成17年9月に中国電力から安全協定に基づく事前了解願の提出があつて以来、県民各層の有識者で構成されますプルトニウム混合燃料に関する懇談会での検討や安全対策協議会での御意見、また県議会での御議論を踏まえまして、平成21年3月に最終的に了解しているという経緯がございます。

その後、平成25年7月に新規制基準が施行されたことから、中国電力は平成25年12月に原子力規制委員会にプルサーマルの実施を含めた2号機の設置変更許可の申請を行い、令和3年9月に設置変更許可が出されたところであります。2号機の再稼働判断に当たりましては、県議会や関係自治体のほか、住民団体の代表の方々も参加されます安全対策協議会や各所での住民説明会を開催し、県民の方々から幅広く御意見を頂戴した上で判断をしたところでございます。

○尾村利成議員 県は、2009年3月にプルサーマルを最終了解した。その2年後、プルサーマルを行っていた福島第一原発3号機が爆発した。2011年です。30キロ圏内の出雲、安来、雲南3市が中電と安全協定を締結したのは、福島原発事故後です。ですから、福島事故前に島根県が了解したプルサーマルについて、これら3市は全く議論に参加していない。これら3市でのプルサーマルの議論はほとんど行われていない。住民へのプルサーマルの説明責任は、これ中電も十分果たしていないし、私は県もしっかりと果たしていく必要があると思います。知事、この点どうでしょうか。

○知事(丸山達也) 島根県といたしましては、中国電力に対しまして、様々な場面で分かりやすく丁寧な説明を行うように求めてきておりまして、周辺市に対しますプルサーマルの説明につきましても適切に対応するよう求めているところでございます。

○尾村利成議員 時間が来ましたので、私は核燃サイクルの点で言いたいと思います。自分が生み出す核廃棄物の後始末ができない原発というのは、完成した技術とは言えないと思います。原発を動かす限り、処理方法のない核のごみが増え続ける。これ以上、危険な核のごみを増やし続け、将来の世代に押しつけることは許されないと考えます。

知事、最後に私、この点申しておきたいと思うんです。知事は、学習指導要領など国の教育制度の欠陥、これは指摘される。物価高騰対策ではLPガスへの支援が抜け落ちていたことを指摘される。国にしっかりと物を言われた。私は、核燃サイクルはもう破綻しているわけですから、これは撤退すべきことを強く原発立地県の知事として言っていたきたい。このことを申し述べて、質問を終わります。

2. 2023年(令和5年)6月定例会一般質問[2023年6月21日]

「島根原発2号機再稼働同意の撤回について」

○尾村利成議員 島根原発2号機再稼働同意の撤回についてです。

国会では、5月31日に原発を最大限活用し、60年を超える老朽原発運転を認める原発推進等5法案、GX電源法案が可決成立しました。日本を危険な原発依存社会へと引き戻す大転換は、福島原発事故を忘れ去ったかのごとく、被害者の思い、事故の教訓を踏みにじるものであります。これら原発推進法案は、電力業界、原発メーカーの強い要望であり、国民の世論と願いに真っ向から反するものであります。国が強力に原発推進の旗を振る下、中国電力は県民の反対を押し切って来年1月にも島根原発2号機の再稼働を強行しようとしています。

中国電力は、これまであまたの不適切事案や不祥事を繰り返してきました。直近では、事業者向け電力販売カルテル、新電力顧客情報の不正閲覧などが発覚し、法令軽視の企業体質を持つ中国電力に、県民からは全国最多の不正を続ける電力会社に原発を運転する資格はないとの声が上がっています。原子力規制委員会も、適合性確認審査会合において、中国電力の安全を追求する認識の甘さや主体性を欠く姿勢を厳しく批判しているのです。

私は、中国電力が不正、不祥事を繰り返すのは、3つの根本的原因があると考えます。それは1つに、電力業界の利潤第一とする国の原発推進政策、2つに、この地域で電力供給をほぼ独占する特権意識とおごり、3つに、原発は事故を起こさないという安全神話につかり切っていることでもあります。

知事に伺います。

知事は、中国電力が不正、不祥事を繰り返す根本的原因はどこにあると認識していますか。中国電力に対する島根県民の信頼は失墜していると考えますが、いかがですか。中国電力の県民からの信頼回復なきまま、2号機の再稼働など認められません。再稼働同意は撤回すべきであります。知事の所見を伺います。

県は、避難訓練や施設ごとのマニュアル策定時に現場の声を聞くとしています。これまで医療機関や福祉施設、学校、保育所の何施設から直接の意見を聞き取ったのですか。全ての施設数と意見を聞き取った施設数をそれぞれ伺います。あわせて、いかなる意見、不安の声が出されているのか、お示してください。

知事は、昨年6月の再稼働同意コメントにおいて、一つ一つの声を参考にしながら避難計画の実効性を高めると約束されました。実効性の有無を判断するのは、避難を余儀なくされる一人一人であります。現場の声、課題を掌握することなしに避難の実効性を高めることなどできません。一つ一つの声を参考にすると言う以上、徹底して避難を余儀なくされる人、施設、学校の声を聞くべきであります。いかがでしょうか。

県民の命と安全を守ることは、島根県政の最大の使命であります。県民合意のない危険な島根原発の再稼働を私は認めるわけにはなりません。このことを強調して、質問を終わります。

○知事(丸山達也) 中国電力が不正、不祥事を繰り返す根本原因について、そして中国電力に対する県民の信頼についての私の認識についてお答えいたします。

島根原発におけます不適切事案について、中国電力は事案発生の都度、業務手順の改正や研修を行うなど、これまで体制面での改善に取り組み、県も立入調査によりましてその状況を確認してきたところでありまして、今後も、なお不適切事案が続いたということは、原発の安全に対する意識が十分ではなく、緊張感と責任感が不足していたのではないかと考えているところでございます。

当然、中国電力には、原子力発電所の安全管理を徹底してもらう必要があります。県としても必要に応じて中国電力との安全協定に基づきまして立入調査を行うなど、厳正にチェックをしてまいります。

一方で、このたびの独占禁止法に関する不適切な事案や顧客情報の不正閲覧につきましては、原子力発電所の安全運転に直接関わるものではありませんけれども、法の目的や電力自由化の趣旨、目的に反し、公正で自由な競争を阻害する違法な行為でありまして、県民の信頼を大きく損なうものであります。

他の分野で違法行為を行うということは、原子力発電所の分野でもルールに反することをやるのではないかと、いうふうには不安を持たれるということでもありますので、中国電力には公益事業者としてこのような行為を二度と行うことがないように、法令遵守を改めて徹底し、再発防止策に徹底して取り組まれるよう強く要請をしたところであります。

次に、中国電力への県民の信頼回復がなきままに、島根原発2号機の再稼働などあり得ず、昨年の再稼働同意は撤回すべきではないかということについての認識であります。

昨年の再稼働容認の判断を行うに当たりまして、様々な御意見を伺った中では、不適切な事案を繰り返す中国電力を原発を運転をする事業者として信頼できるのかといった厳しい御意見もございました。このことにつきましては、再稼働判断を行うに当たりまして、私自ら国に確認を求めており、国からは島根原発に常駐している原子力規制庁の検査員が中国電力における過去の不適切事案を念頭に置いて現場の実態を厳格に確認するなど、事業者側の緊張感に緩みが出ないように対処するという回答を得ているところであります。

しかしながら、不適切事案が繰り返されている中国電力に不安を抱かれる県民の方々がおられることも事実でありまして、こういった不安を解消するためには、原子力事業者である中国電力がしっかりと安全対策に取り組むことが必要であります。県としても、引き続き中国電力には安全に対する意識改革の徹底を求め、政府に対しては検査等による中国電力の安全に対する姿勢や取組の確認を求めて、その活動を注視していくとともに、周辺地域住民の安全確保に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

最後に、避難計画の実効性について、また避難を余儀なくされる方々、施設、学校の声を聞くべきとの御指摘についての認識であります。

県といたしましては、医療・福祉施設、保育所、学校関係者や地域の皆様には、毎年度実施している原子力防災訓練に参加するなどしていただき、屋内退避や避難などを体験し、理解を深めていただくとともに、改善点について御意見をいただいているところであります。

また、各施設が計画を定める際や、それぞれが実施する防災訓練や研修会など、様々な機会にも御意見をいただいております。

今後は、病院や社会福祉施設を対象とした説明会の開催や訓練機会を拡充したり、保育所、学校を対象とした会議などにおける県の聞き取りを関係市や関係機関と一緒に取り組むなど、御意見をいただく機会を増やすことを考えているところでございます。

こうした機会にいただく御意見なども参考としまして、関係機関とともに避難対策の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○健康福祉部長(安食治外) 避難についての医療機関、社会福祉施設や保育所における意見聴取の状況についてであります。

先ほど知事から答弁いたしましたように、県では原発から半径30キロ圏内の医療機関、社会福祉施設や保育所の皆様からは、避難訓練やガイドライン策定時の説明会など、様々な機会を通じて御意見をいただいております。

御意見をいただいた施設の数については、記録が残っている範囲でのお答えになりますが、医療機関からは全48施設中24施設、社会福祉施設からは、これは入所施設のみとなりますが、全316施設中24施設、保育所からは全186施設中94施設となっております。

主な意見といたしましては、訓練に関しては、訓練を通じて災害時の職員の役割や手順を確認できた、定期的な訓練の実施が必要であると感じたという御意見や、避難に関しては、患者搬送が円滑に行えるか、園児や職員が安全に避難できるか、夜間など職員が少ないときの対応について検討が必要などの御意見を伺っております。

○教育長(野津建二) 県教育委員会では、原発から半径30キロメートル圏内の全ての県立学校23校を対象に、避難訓練やマニュアル策定時などの機会を通じて意見を聞いたところ、1校を除いて意見が出されております。

令和4年度に実施した原子力防災訓練でのアンケートでは、23校のうち19校から回答があり、その主な意見としては、マニュアルの確認をするよい機会となった、防災意識・緊急事態の意識を高める訓練となった、ファクス等機器操作について日頃の準備の必要性を感じたなどの意見がございました。

なお、小中学校については、例えば松江市から聞いたところによりますと、同様のアンケートでは、危機管理マニュアルを確認するよい機会となった、実際の災害時にファクスやスクールメールが円滑に届くのか、保護者への引渡し対応について検討が必要、実際に発生したとき訓練どおりにいくのかなどの回答があったと伺っております。

○尾村利成議員【再質問】 再質問を行います。知事は、私は原発ね、中国電力が不正、不祥事を何で繰り返すのかということで3つの理由を言った。知事は、不正、不祥事を中電が繰り返すのは、原発の安全に対する意識が低いと言われた。中国電力に緊張感と責任感が不足していると言われた。そんな安全意識が低いところに、緊張感と責任感が不足しているところに運転任せられますか。県民の命任せられますか。撤回すべきじゃないですか。あまりにもそれひどい答弁ですよ。そうであるならば、止めるべきじゃないですか。

○知事(丸山達也) 私の認識は、不十分なところ、足らざるところを改めて事に当たる、そういうチャンスは与えられるべきだということでありまして、不祥事を起こしたというその事実自体は至らないところがあったからでありますけれども、それを改めて、正して臨むべしという考えであります。

○尾村利成議員【再々質問】 私は、県の主体性が求められていると思うんです。私は、なぜ中国電力が不正を繰り返すのかといたら、私は3つ言いました。例えば、5月31日に原発推進等5法案が通った。このことによって原発の最大限の活用、老朽原発の稼働までできるようになった。これ国が電力業界の応援をするからです。だから、電力業界は少々不祥事やったって、国策で原発推進やっているから、国が守ってくれると思ってるわけですよ。そうであるならば、地方自治体が主体的に住民の命と安全を守る対策を取っていくべきじゃないですか。

例えば、安全協定の第12条では、適切措置要求権がある。住民の安全確保のために特別な対策を講ずる必要がある場合、こういう場合は中国電力に対して県は必要な対策を取らせることができるという、ねえ、知事、第12条の規定があるでしょう。御存じでしょう。こういうことを県がやるべきじゃないですか。そうしないと、不祥事続くのではないですか。私は撤回こそ最大のやるべきことだと思いますけれども、この点、知事、12条、どうですか、発動すべきじゃないですか。

○知事(丸山達也) 撤回すべきではないかという御指摘と、措置要求を行使すべきではないかと、この2点の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、白石議員の御質問への御答弁でも申し上げましたとおり、今回の制度の改正、ある意味、事情変更ではありますけれども、その事情変更が法律の改正という形で国会における多数決で決まったということでございますので、中国電力の裁量でできる、私的な、プライベートな決定によって我々が大事だと思っていることが変わったということではなく、法律で変わったということでありまして、それをもって撤回することは考えていないということでございます。

議員の御指摘は、今回のカルテルの違反といった事態も踏まえてということではないかというふうに思いますけれども、この点に関しましては、ある意味、原発の個別の不適切事案と状況が異なりまして、結果的には中国電力として会長、社長の交代という経営責任という形での責任を明確化し、それが一つの再発防止策だと私は理解しておりますけれども、そういった対応を取られたと、それを受け止めてこの改善がなされるというこういうことをすれば、社長、会長が替わらないといけない、やめないといけないということを含めて、こういうことをしないようにしていくという一つの再発防止策が講じられているというふうに理解をいたしておりますので、それを受けてのこういったことが再発しないということを期待をするという判断であります。

そして、措置要求につきましては、再稼働の撤回の話とは違いますので、状況によって必要な場面があれば行使していく場面も当然あり得るというふうに思いますので、否定はいたしませんけれども、今回は撤回の話とはまた別の話じゃないか、具体的な措置の必要が発生した場合に、それを行うかどうかということをご個別に判断していくということになるのではないかとこのように考えているところでございます。以上でございます。

3. 2023年(令和5年)2月定例会一問一答質問[2023年2月24日]

「島根原発について」

○尾村利成議員 県民の命と安全を守るために、島根原発2号機再稼働同意の撤回を求め、質問を行います。2011年3月11日の福島第一原発事故から間もなく丸12年を迎えます。原発事故は、人々の幸せを奪い去

りました。福島事故では大量の放射性物質が放出され、地域社会に甚大な被害をもたらしました。多くの人が避難を余儀なくされ、ふるさとを奪われました。福島第一原発は収束とは程遠く、核燃料から溶け出した放射性物質を含む汚染水が増え続けております。

しかし、岸田政権は2月10日、原発の最大限活用を明記したグリーン・トランスフォーメーション、GX実現に向けた基本方針を閣議決定いたしました。基本方針は、福島第一原発事故を踏まえてつくられた現行の原則40年、最長60年としている運転期間の上限ルールを撤廃し、60年を超えた運転を可能にするものであります。この方針は、福島事故の痛苦の教訓を踏まえ、安全置き去りの姿勢だと言わざるを得ません。知事に伺います。

福島原発事故の教訓は何であったのか。福島の現状についての認識を伺います。

○知事(丸山達也) 私は、令和元年8月に、福島第一原発事故の発生状況や、その後の困難な中で実施されました避難の状況、また復興の状況を確認するために、福島県内を視察をさせていただいたところであります。福島第一原発では、依然として残る大量の瓦礫、また廃炉のために大規模工事が行われている原子炉建屋など、事故の甚大さを目の当たりにいたしまして、原発につきましては安全性の確保が極めて重要であるということに改めて痛感をしたところでございます。

また、大熊町では、帰還困難区域に指定されて人が入れない区域の町並みを見まして、事故による失われたものを取り戻すことの大変さをじかに感じたところでございます。

議員御指摘のとおり、この事故から間もなく12年を迎えるところでありますけれども、今もなお多くの住民の皆さんが以前の生活を奪われ、いまだ復旧・復興の途上にあられるわけでありまして、一日も早い復興を心から願うとともに、このような事故を二度と起こしてはならないと思いを強くするところであります。

○尾村利成議員 知事の答弁のとおり、福島のような事故、原発事故は絶対に起こしてはなりません。しかるに、知事は昨年の6月2日、原子力規制委員会の全ての審査が終わってもいないのに、それはすなわち工事計画審査、保安規定審査が終わっていない段階で、多くの県民の反対を押し切って島根原発2号機の再稼働同意を表明いたしました。昨年6月の再稼働同意表明以降、2号機の再稼働について県民の理解と納得が得られたと考えていますか。どうですか。

○知事(丸山達也) 議員御指摘のとおり、私は、島根原発2号機の再稼働につきましては、現状においてはやむを得ないと考えまして、再稼働を容認する判断をいたしましたところでございます。この判断に対しまして全ての方が賛同されているわけではなく、反対の御意見もある、また賛成という中にも不安が残るといった方がおられる中での判断でございますので、苦渋のものでございます。県民の皆様には不安や懸念が残るものであるというふうに受け止めておるところでございます。

このため、再稼働を容認する判断をした者の責任といたしまして、求められる対応を取っていく考えでございます。

避難計画の周知につきましては、住民の方々に、事故が起こった際に具体的に自分がどうすればいいのかということについて御理解いただけるように、地区ごとの避難先や避難ルートを地図上に示したパンフレット、保存版としたものでございますけれども、この各戸配布を来月上旬から順次開始することといたしております。

また、安全対策につきましては、原子力規制委員会にはこれまで以上に厳格な審査を求めていくとともに、中国電力が安全に原子力発電所を運転するよう、その状況を厳正にチェックをしてまいります。

こうした取組を一つ一つ積み重ねることで県民の皆様への御理解がいただけるように、引き続き努めてまいります。

○尾村利成議員 今の御答弁で、知事自身が、県民の中に再稼働に当たっての不安があるということをお認めになった。多くの反対の声があるということもお認めになったと思えます。

我が会派が実施しました市民アンケートでは、6割を超える方から、2号機の再稼働には反対であるとの回答が寄せられました。県民の願いは再稼働ストップではありませんか。県として、県民の声を正確につかむべきであります。いかなる方法で民意を計るのですか。伺います。

○知事(丸山達也) 今回の判断に当たりましては、住民説明会や安全対策協議会などを通じまして、住民の方々から幅広い御意見をいただいたところでございます。そして、専門家であります原子力安全顧問のそれらに対する意見、関係自治体の御意見、県議会の御意見を踏まえまして、県知事として現状においてはやむを得ないとの判断をいたしましたところであります。

私は、様々な手続を一つ一つ進めることによりまして、再稼働に慎重な方々の御意見も踏まえた上で総合的に判断をいたしましたところでありますけれども、全ての方がこの判断に賛同されているわけではないとの認識は御指摘のとおりであります。

先般、再稼働後、最初となります安全対策協議会を開催をさせていただいたところでありますけれども、この会議を構成していただいております関係自治体、議員の皆様、住民の方々から幅広い御意見を頂戴いたしました。引き続き、こういった場を通じまして、県民の皆様がどのような点について不安や疑問を持たれているかにつきまして把握をし、対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○尾村利成議員 再稼働に県民の合意はございません。県民合意という点で、私は教訓にしなければならないことがあると思うんです。それは、子ども・子育て支援パッケージによる少人数学級縮小を強行した問題であります。

子ども・子育て支援パッケージは、子どもの医療費助成と放課後児童クラブへの支援を拡充するために、少人数学級の編制基準を後退したものであります。この手法は、県民の中に対立と分断を招きました。教育関係者や保護者から、島根の県政に対する不信が広がったのであります。

今現在、県民の多くが2号機の再稼働に不安を持って反対しているのに、再稼働を容認することは、またもや県政への信頼を失墜させることになるではありませんか。笑顔で暮らせる島根をつくるという島根創生とは相入れないではありませんか。いかがでしょうか。

○知事(丸山達也) 先ほどの御答弁で申し上げましたとおり、今回の判断に当たりましては、多くの皆さんの御意見を伺いまして、そのいただいた御意見一つ一つについて具体的に検討し、熟慮を重ねた上で、安全性、避難対策、必要性に加えまして県民の暮らしや地域経済への影響など、様々な観点から総合的に判断をしたところであります。

島根創生計画におきましては、県民生活の様々な側面を含めて、笑顔で暮らせる島根の実現に向けて取組を進めてまいります。その中には、産業の活性化、また離島、中山間地域での生活機能等の確保といった様々な側面もございます。そういった意味も含めまして、今回の判断につきまして、島根創生の目指している姿と両立は可能と考えているところでございます。

一方で、議員から御指摘のございます県民の皆さんの再稼働に対する御不安、御心配に関しましては、避難対策や安全対策について、現状の課題解決や改善に向けまして、国や中国電力への働きかけを含めて最大限取り組んでいく考えでございます。それらを通じまして、笑顔で暮らせる島根の実現につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○尾村利成議員 知事は、島根創生に当たって、現場主義、県民目線、オール島根、この立場を取るんだと言われます。県民の願いに反することを強行したら、先ほども言いましたけれども、県政への信頼を損ねることになり、オール島根は、私はつくれないと思います。

じゃ、なぜ県民が再稼働に多くが反対しているかといえば、それは冒頭、私言いましたけれども、今、国が原発を最大限活用するという方針を示し、60年を超す老朽原発まで動かそうとしていること。また、使用済み核燃料の処理方法が確立されていないということ。島根原発の直下には140キロもの活断層があること。そして、不正、不祥事続きの電力会社に対する不信があると思います。

私は、この点で、今回は現場主義、県民目線の点から、避難計画の実効性について知事に伺いたいと思います。

知事は、昨年9月議会で、避難計画について、感染症への対応をはじめ複合災害対応など、必要とされる事項について実行できる内容を盛り込んでおり、実効性はあると、私の質問に対し強弁されました。この間の新型コロナの医療の逼迫、1月下旬の大雪、そして大雪による大渋滞を経験した上でも、現行の避難計画に実効性があると、このように認識されているんですか。言い切れるんですか。伺います。

○知事(丸山達也) 避難計画につきましては、複合災害への対応も含めまして、自然災害と同様にしっかりした計画を策定し、訓練なども行ってきておりまして、実効性があるものというふうに認識をいたしております。

○尾村利成議員 それはね、知事、県民の思いとは全く乖離した私は御答弁だと思いますよ。実効ある計画とは何か。これは、この間、知事と議論してきた。住民の命と安全を守る計画を実効がある計画というふうに言います。知事、改めて実効ある計画とは何か、御認識をお示しいただきたいと思います。

○知事(丸山達也) 計画を実行できるということが実効性だというふうに認識をいたしております。

○尾村利成議員 知事、それは当然のことです。1月下旬の大雪では、走行不能となったスタック車両が発生し、大規模渋滞が発生しました。除雪がままならず、歩道や生活道路は手つかず。多くの市民が身動きできない事態となりました。市民からは、原発の事故時、避難などとてもできない。大雪のときは中国山地を越えられない。長時間の避難で、高齢者の、そして入院患者の皆さんが本当に耐えることができるのか。こういった心配の声を私はたくさん聞きました。知事、この不安にどう応えるのか伺います。

○知事(丸山達也) 議員御指摘の1月下旬の大雪につきましては、特に松江市の市街地におきまして除雪の対応が十分ではなかったとの御意見、御指摘をいただいているところであります。今後、その検証を行う予定であります。山間部におきましては適切な除雪が実施されたものと認識しておりますし、国道9号における渋滞につきましても迂回路を提示しまして、その長期化を回避できたという認識をいたしております。

原子力災害の発生時におきましては、輸送能力の確保や避難時の交通対策、また実動組織によります傷病者の搬送など様々な対応が必要となりますので、県、市の災害対策本部で政府などと緊密に連携、調整した上で応急対策を実施することといたしております。

このうち避難経路の確保につきましては、島根県を含む道路管理者が除雪計画に基づきまして除雪、融雪などを実施をすることを基本としながら、特に避難経路につきましては優先的な除雪に努めることとなっております。加えまして、県や関係自治体など地域レベルでの対応が困難な場合には、必要に応じて自衛隊などの実動組織に除雪や道路啓開などの支援を求めて対応する計画といたしております。

また、例えばUPZにおきましては、事故による放射性物質の放出後、一時移転の対象地区となった場合におきましても1週間程度内に避難をいただくという計画でございまして、避難に必要なルートの確保については十分な対応が可能なものというふうに考えております。

こうしたことから、万が一の原子力災害時にも対応可能であると認識をいたしておりますけれども、引き続き、今回の事案の検証も踏まえた上で、訓練等を通じました体制、手順を確認をいたしまして、実効性の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○尾村利成議員 1月下旬の大雪のときに、松江市内、市街地の多くの生活道は手つかずでした。私の下には、身動きが取れない市民から不安の声がたくさん寄せられました。独り暮らしの高齢者からは、薬が切れません。家の前の雪がかけません。家から出られません。食料を買いに行くことができません。こういったSOSも寄せられたところです。私は、為政者というのは、大雪、豪雨、大地震など自然の脅威に対して謙虚でなければならぬと思います。このことを強調しておきます。

命の問題について伺います。

何度もこの問題取り上げましたけれども、現行の避難計画、入院患者は山陽の3県に、コロナで病床が逼迫したときは四国、関西までの転院を想定しています。この計画に対して、入院患者や医療関係者からは、患者の命を顧みない冷酷な計画、冷酷な計画という声が上がっています。知事、この声どう受け止めますか。

○知事(丸山達也) 原子力災害時の入院患者の皆様避難につきましては、福島におけます事故の教訓を基にいたしまして、受入先や搬送手段などの準備が整わない段階ではかえって健康が損なわれるおそれがございますので、その施設内で屋内待避をしていただき、転院に必要な調整や準備が整った後、安全に避難をしていただくということといたしております。このため、例えば原発近隣の病院や施設におきまして、安全な避難

準備が整うまでは屋内待避を継続できるように、施設内、室内の気圧を高めて放射性物質が入ってこないようにする放射線防護対策設備の整備も行っておるところでございます。

避難や転院が必要となった場合の避難先につきましては、症状に応じて避難先病院のベッドの空き具合や医療機能などを確認しながら、まずは県内の病院を調整した上で、必要に応じて山陽3県の病院への受入れを調整をすることといたしております。

したがって、入院、つまり医療的なケアが必要な方に医療的なケアを受けていただくというために転院をしていただくということでございますので、命、健康のために行っている措置だということで、県民の皆様には御理解をいただきたいと考えております。

○尾村利成議員 原発を動かさなければ、そして事故が起これなければ、転院など必要ありません。私は、冷酷だということを言いました。物の移動ではありません。一人一人の命、人間の移動であります。

30キロ圏内、5,835床。計画では、675人が島根県内の病院、5,160人が岡山、広島、山口の病院。これは、あくまで数字上、ベッドの数を机上の計画で計算しているだけのことじゃありませんか。病気で苦しんでいる人が何で移動するのか。避難させられるのか。私は、このこと自体、この移動すること自体、この計画自体、冷酷ではないかと思うんです。知事、思われませんか。病状が明らかに悪化するおそれがあるじゃないですか。冷酷ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○知事(丸山達也) 先ほどの総合的な判断に立ち戻ることになりますけれども、議員の御指摘というのは、そういうリスクがあるという意味でそのとおりだというふうに思いますけれども、私が申し上げましたのは、安全性、避難対策、必要性といったことに加えまして、地域経済への影響、雇用の確保といったことも含めて総合的に判断をいたしました。

再稼働に同意をすることについて反対の方が当然おられるということは、これも事実でございますが、賛成の方もおられる、これも事実でございます。そして、賛成の方のお立場でいきますと、再稼働をしないことで確実に失われる雇用、そういう御家族が発生すると。これは、リスクではなくて現実問題として発生する。そういうことであります。したがって、そういうことを回避しながら、事故のリスク、万が一起きた場合の対応というのを円滑に行うということを通じて、そういう総合的な判断をさせていただいたということでございます。

したがって、総体として県民の皆様にとりまして適切な判断だと思っておるところでございますけれども、当然そういったオペレーションが必要になり、再稼働がなければやる必要のなかった転院等の措置が生じる可能性はございますけれども、それをしないことによって生じる様々な問題も発生することとのバランスの中で、やるかやらないかという判断でございますので、その両者を比較考慮して対応させていただいたということでございます。

万が一の事故の場合にそういった避難を求められる方々につきましては、当然、そういった御負担をおかけすることにつきまして大変申し訳なく思いますけれども、そういったことを円滑に実施できるように行っていくと。準備を進めていくということ。そういう務めをきちんと果たしていくということを通じて御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○尾村利成議員 私は、何より命。そして、経済の問題でいっても、福島県は第一原発があった、第二原発があった。これは、全ての政党が原発ゼロを福島は決断をした。雇用を失われましたか。失われてないですよ。廃炉作業をするのに、それは30年、40年かかる。これは、経済性は担保できます。それだけではない。福島は復興ビジョンで、省エネ、再エネで新しい産業をつくって福島の雇用をつくっていくんだ、地域を活性化すると。このように宣言しているじゃないですか。

続けます。

原発事故時には、病院や福祉施設で大混乱が発生すると思います。入院患者、入所者、要支援者に対するマンパワーの確保は大丈夫ですか。各施設での詳細なる調査、ヒアリングが不可欠だと考えますが、いかがですか。

○知事(丸山達也) 病院や社会福祉施設におきましては、入院患者や入院者などが万が一の原子力災害時に

安全に避難等ができるように、施設ごとにそれぞれの実情に応じた避難計画を作成していただくこととなっております。また、実際の避難に当たり、これらの施設で医療従事者などの確保が必要となる状況が生じた場合には、他県との災害連携協定や国からの支援なども含めまして、県が広域的に調整することといたしております。

加えて、転院などのために入院患者や入所者の状況の把握などの業務をしていただくこととなりますので、業務が逼迫するということが予想されます。状況に応じて、島根県庁から人員を派遣するなどして負担軽減を行うということを考慮の上で、避難や事故に重点化する形で対応していく考えであります。

県では、これまでに計画策定のためのガイドラインを策定いたしまして、病院や施設に対しまして説明会の開催や個別説明を行うなど、計画策定の支援を行ってきております。その策定状況を確認する際や、それぞれが実施される訓練や研修会など、様々な機会に御意見を伺っております。引き続き、こうした機会を通じまして丁寧に御意見を伺ってまいりたいと考えております。

先ほど、議員から御指摘がございました福島のお話でございますけれども、廃炉の話は、当面はそうかもしれません。ただ、福島に新産業のための国費が多額に投入されているのは事故が起きたからでありまして、再稼働の同意をしなかったからって、そのような支援を政府から受けられるということは全くございません。したがって、その部分を同列に比較されるということについては、いささか適正を欠くのではないかとというのが私の認識でございます。

○尾村利成議員 知事、私が言ったのは事故が起こったからとかじゃなくて、産業政策の考え方として私は述べたつもりです。

知事、医療や福祉の現場の声をしっかりと丁寧に引き続きつかんでいただきたい。

それから、知事は避難計画に実効性があると言われる。知事は実効性があると言われる。しかし、本当に計画に実効性があるのかないのか、実効性の有無を判断するのは、避難を余儀なくされる一人一人ではないですか。当事者ではないですか。さらに、避難に携わる医療や福祉、学校、保育の関係者がどう思うかということが一番大事じゃないですか。いかがでしょうか。

○知事(丸山達也) 避難計画の実効性につきましては、ここまでできていれば大丈夫だという、そういった性格のものではなく、不断の見直しを行いまして、より円滑な対応ができるように改善をしていくものだというふうに考えております。

県といたしましては、医療・福祉施設、保育園、学校関係者や地域の皆様には、毎年度実施しております訓練に参加していただくなどしまして、病院や社会福祉施設における屋内待避や避難誘導、学校などにおける児童生徒の所在確認や保護者への引渡し、地域における要支援者の避難支援などを体験し、理解を深めていただくとともに、改善点について御意見をいただくなどの御協力をお願いし、関係機関と共に避難対策の充実に努めていく考えでございます。

○尾村利成議員 私は、県が実効性が避難計画にあるというふうに言うと、これは実効性があるんだ、大丈夫なんだ。これは、県がある意味、安全神話を振りまくことになると思うんです。県が県民に対して誤ったメッセージを発信する、アナウンスすることにもつながるのではないかと思うわけです。

受入先自治体の声をここで少し紹介したいと思います。

広島県の庄原市議会です。昨年の3月23日に、庄原市議会は2号機の再稼働に反対するという決議を採択をしています。決議は何と言っているのか。避難計画は、自力での避難が難しい人への支援や、自然災害で避難経路が使用できない際の対応、避難所での新型コロナウイルス感染症対策など、実効性に関する課題が山積しているんだと。このように言って、再稼働反対決議を採択したわけです。この決議こそ、避難計画の実効性を否定するものじゃありませんか。いかがでしょうか。県は、この決議を受けてどう対応するんですか。伺います。

○知事(丸山達也) 決議の内容は承知をいたしております。この決議の中では、避難の受入れに当たりまして、避難計画には、避難行動要支援者への支援、また避難経路が被災した場合の対応、避難所の感染対策などに課題があるといった御指摘があるわけでございますけれども、このこと自体をもって避難計画の実効性が否

定されるものではないというふうに考えております。

その上で、庄原市議会の御意見については、災害時に避難受入れをいただく自治体の議会のお考えとして参考にすべきものと受け止めております。実際受入れは庄原市の執行部に対応していただくわけですが、庄原市におきましては昨年度、原子力災害時の円滑な避難受入れのためのマニュアルを作成いただくなど、避難受入れにつきましても御理解、御協力をいただいているところでございます。

避難先自治体に対しましては、原子力災害時の避難の計画につきましても、毎年度実施しております説明会で御説明をさせていただいておりますが、引き続きより丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

○尾村利成議員 もう少し決議を御紹介したいと思います。

庄原市議会は、こう述べているんです。2号機が再稼働され、重大事故が起きれば、その被害は計り知れないものとなる。何よりも重視しなければならないのは住民の命と安全である。その保障がないままに原子力発電所を再稼働すべきではない。よって、本庄原市議会は2号機の再稼働に反対する。

避難の受入れ自治体からの決議。私は、忠告というものを重く真摯に受け止めるべきことを強調するものがあります。

最後に、島根の未来を担う子どもたちと原発について伺います。

子どもたちは、3年に及ぶコロナ危機で傷ついています。この上、原発事故や事故による避難生活を送ることになれば、大きなダメージ、苦しみを背負うこととなります。教育長に伺います。

福島原発事故を通じて、子どもの成長にいかなる影響があったのかお知らせください。

○教育長(野津建二) 福島県の調査によりますと、震災による子どもへの影響で心配なことについて、回答の多い順に、放射線による健康被害。外遊び、自然体験の不足。運動不足。震災体験が心に与える影響。放射線の不安によるストレスとなっております。

また、復興計画の中に、復興に向けた課題として、全国学力・学習状況調査結果において、震災後の中学生の学力が震災前や全国平均を下回る状況が続いていること。震災以降、小学生の体力が低下し、全国体力・運動能力等調査結果において全国平均や震災前の水準を下回る状況が続いていること。震災後の屋外活動の減少に伴い、小学生を中心に肥満傾向の子どもの出現率が上昇していることなどが挙げられております。

こういったことが、福島における震災や原発事故による影響であったらと思います。

○尾村利成議員 教育長、続けて伺います。

原発事故や事故に伴う避難生活によって、友達や家族と離れ離れとなってしまうこととなります。このことは、子どもの心に深い傷を負わせ、学びと成長に悪影響をもたらすことと私は考えます。教育長の考えをお聞かせください。

○教育長(野津建二) 福島県復興ビジョンの中に、震災、原発事故によりやむなくふるさとを離れることとなった中学生の、仲間にあえず毎晩泣いています。顔を向き合わせ話がしたいですなどと寄せたメッセージが紹介されています。

震災、原発事故直後は、震災や原発事故そのものによるショックに加えて、家族や友達といった日常のコミュニティまで失うことで、さらに子どもたちが不安になり、全国からの温かい支援や各地での受入れがあったものの、心理的な影響は大きかったものと思っております。

○尾村利成議員 私は、島根の子どもたちに悲しくつらい思いをさせてはならないと考えます。

島根創生計画とは、笑顔で暮らせる島根をつくる計画であります。しかし、原発がある限り、住民は事故の不安を抱えて生活せざるを得ません。事故の不安におびえながらこの島根で生活すること自体、私は笑顔で暮らせる島根とは思えません。

原発事故が一たび起これば、放射能の汚染は島根だけにとどまりません。多くの人々がふるさとを奪われてしまいます。美しい宍道湖・中海が失われます。全国に誇るヤマトシジミなどの漁業資源はもとより、観光資源も奪われて、農林水産業、商工業、人々の暮らしに壊滅的な打撃を与えて、島根消失とも言える事態になり

かねません。

島根原発ゼロを決断をして、使用済み燃料の処理、原子炉の処理が終われば、原子力防災訓練はもうやらなくてよくなります。そればかりか、避難計画の策定も要らなくなります。私は、2号機の再稼働同意はきっぱりと撤回すること。さらに、3号機の新規稼働などあり得ないことを強調して、質問を終わります。

4. 2022年(令和4年)11月定例会一般質問[2022年11月30日]

「島根原発について」

○尾村利成議員 次に、島根原発について伺います。

岸田政権は、原則40年とした原発の運転期間の法律規定の撤廃に向けて動き出しています。経済産業省は10月5日、原子力規制委員会の会合で法改定を検討する方針を表明し、原子力規制委員会も容認しました。

未曾有の重大事故を踏まえてつくられたルールを骨抜きにし、老朽原発を動かし続けることに不安と怒りの声が大きく広がっています。原則40年、最長60年と期間を定めた原発の運転期間を削除し、老朽原発を酷使することは許されません。知事の所見を伺います。

島根地域全体の避難計画である緊急時対応は、新型コロナ第6波、第7波を踏まえた計画ではありません。コロナ第7波において、県内では大変な医療の逼迫、医療の危機が発生しました。第7波において、県内46病院のうち外来を制限した病院は9病院、入院を制限した病院は22病院、救急を制限した病院は9病院、手術を制限した病院は13病院という状況でありました。病院、医療の危機とともに、県民の命が危機に瀕したのであります。

医療従事者からは、現行の広域避難計画では事故時の対応が不可能との声が出されています。第7波を超える感染者が第8波で発生し、原発事故が起きれば、転院を余儀なくされる入院患者はおろか、高齢者や基礎疾患を抱えた方々が、避難先の医療機関で十分な医療を受けることができないことは、火を見るよりも明らかであります。

9月議会で知事は避難計画について、感染症への対応をはじめ複合災害対応など、必要とされる事項について実行できる内容を盛り込んでおり、実効性はあると強弁されました。実効性があるとの認識は、医療現場の実態と乖離してはおりませんか。

新型コロナ第7波を通じ、医療提供体制の逼迫、マンパワー不足が明白となりました。現行の避難計画では、県民の命と安全を守ることができないことは明らかであります。島根原発2号機の再稼働同意は撤回すべきであります。知事の所見を伺います。

○知事(丸山達也) 次に、原則40年、最長60年と期間を定められた原発の運転期間を削除し、老朽原発を酷使することは許されない、この御指摘に関する私の所感についてであります。

原子力発電所の運転期間は、現行法令では40年とされ、この原子力規制委員会の認可を受ければ、1回に限り20年まで延長が可能とされているところであります。

政府は今年8月、脱炭素社会の実現に向けた対応策を検討するため、グリーントランスフォーメーション実行会議において、エネルギー政策の遅滞を解消するための政治決断が必要な項目に、安全確保を大前提とした原発の運転期間の延長などを掲げ、年末に具体的な結論が出せるように検討を加速していくとされたところであります。

この方針を受けて現在、経済産業省において利用政策の観点から、運転期間の上限などについて検討が行われております。また、経済産業省による検討と並行いたしまして、原子力規制委員会においては、運転期間が見直された場合に対応可能な安全規制の検討が行われているところであります。

現時点でこれらの結論はまだ出されておられませんけれども、運転期間を延長するということは、施設設備が科学的に見ても経年劣化が進むということによる安全性の低下が懸念されることとなりますので、それを補う安全性を担保するための規制を追加するという含めて検討が行われるべきでありまして、現在原子力規制委員会においてそうした検討が行われていることは、あるべき方向だ、あるべき姿だと考えているところでございます。こういった方向で結論が出るように、県としては引き続き状況を注視してまいりたいというふうに考えております。

最後に、原子力発電所の事故時の避難計画が、医療現場の実態と乖離しているのではないかと、加えてそれを理由として、原子力発電所の再稼働同意を撤回すべきではないかという御指摘についての所見についてお答えをいたします。

新型コロナの第7波におきましては、全国で感染が急拡大をいたしまして、県内におきましても医療機関などで医療従事者の方々に感染事例が多数発生いたしまして、医療従事者の方々が家庭の事情または医療機関内での感染を理由として、出勤できなくなるなどの状況が発生したところであります。

各医療機関においては、コロナ診療や通常医療の逼迫を避けるために、一時的に一部の外来診療や新規の入院患者の受入れを縮小するなどして対応していただきました。第7波の確保病床のベースの使用率は最大4割程度とはなりましたが、医療の過度な逼迫を抑えることはできたと考えておりまして、また他県で生じたような救急車の受入れができないといった事態は回避できたものと考えております。そういった意味で、コロナ診療と通常医療の両立が、現場の大変な御負担の下でありますけれども、図られたものというふうに考えているところでございます。

感染が拡大した場合に事故が発生し、この広域避難計画が実行される場合における入院避難者の避難先となる山陽側の3県において、マンパワー不足などにより医療に関する調整、転院の受入れが一層困難となることも想定をされます。県外の避難先において、先ほど申しました山陽3県側の避難先において受入れが難しい状況となった場合には、四国や関西地方の府県などとの災害連携協定による支援を受けて、より広域に避難先の調整を行う考えであります。

また、このような、より広域的な避難者の受入れについて国に確認をいたしまして、県のみで受入先の確保調整が実務上できない場合には、政府において対応するという回答を得ております。県では、そのような場合におきましても国のそういった調整を含めて、適切に対応できるものというふうに考えておるところでございます。

先般の再稼働判断につきましては、全ての方々が不安なく御賛同いただいているわけではなく、反対の御意見もある中で苦渋の判断をさせていただいたところであります。再稼働を容認する判断をした者の責任といたしまして、引き続き現場の状況も伺いながら、避難対策の向上に取り組み、必要な対応を取っていく考えであります。

○尾村利成議員【再質問】 再質問です。

知事は、昨日の県議会本会議場で2期目の出馬を表明されました。笑顔で暮らせる島根をつくと決意を述べられました。しかし、県民の笑顔と幸せを奪い去るのが原発の事故です。事故の不安におびえながら島根で生活すること自体、笑顔でつくる島根創生とは絶対に言えません。

現行の避難計画に実効性があるという知事の御答弁、御判断は安全神話を、これを県が振りまくことになるではありませんか。第7波の教訓はベッドが足らなかった、マンパワーが足らなかった、これが教訓です。第7波以上の感染症が発生したとき、自然災害が加わったとき、県民の命と安全を守れますか。実効ある計画というのは、県民の命と安全を守る計画ではありませんか。

私は、実効性があるとの認識は撤回していただきたい。あわせて、再稼働の同意も撤回していただきたい。再度知事の御答弁を求めるものであります。

○知事(丸山達也) コロナの感染症に伴う感染拡大と原子力発電所の事故または事故に伴う避難をどのように両立していくかということについては、簡単ではない対応だというふうに思いますけれども、今回の感染拡大においても過度な医療逼迫は回避し、救急搬送等が何をもってそういう表現を使うか、定義は別にしまして、たらい回し的なことが多発するといったことが生じているわけではございません。

ただ、これ以上の感染拡大というのも、第8波以降でこれは考えられますので、当然その医療提供体制の充実、または外来診療の逼迫回避といったことを行いながら、そういったコロナ対応、感染の対応と実際に並行して想定しなきゃいけない、並行して対応しなきゃいけない原発事故対応というものを並行して行うために、医療現場等で転院の調整のために、島根県の健康福祉部に対して患者さんの状況を伝える等々の事務業務が追加をされるといったことに対応し難い繁忙状況であれば、それは個別の病院に県職員を応援をして、連絡要員等々、または事務補助の業務をさせるといった形で対応していくなど、医療機関の逼迫状況などに対応して、避難、転院等を行っていくということに対応していく考えでございますので、そういった意味での実効性

が確保できるものということで考えております。

そして、笑顔で暮らせる島根という言葉との兼ね合いで申し上げますと、県民の皆さんが持たれる不安というのは、そういう安全に対する不安をお持ちだと思います。ただ、この状況でさらに電力料金等が引き上がった場合に事業が継続できるのか、生活が継続できるのかといった御不安もお持ちだと思います。

そういった不安を最小限にしていくということを含めて、様々な御懸念に対応していかなくいけないということだと思っております。そういった意味での原子力発電所での事故が起きた場合の対応について不安をお持ちの県民の皆様方の気持ちを受けて、原子力の安全対策がきちんと法制上担保されるように、また中国電力の発電所の運転が厳正に行われるように、そして万が一の事故の場合の我々の対応をきちんと対応していくといったことを通じて、そういった不安に対して、この不安の低減等々に努めていきたいというふうな考えでございます。

○尾村利成議員【再々質問】 知事、私は医療現場の声、患者さんの声を本当に真摯に聞いていただきたいと思っております。第7波で病院は大変だったでしょう。御存じでしょう。知事も病院に行かれたことを私は知っております。みんな言っているじゃないですか。人手が足りないのにどうやって、今でも人手が足りないのにどうやって山陽方面に、どうやってもしもの場合は四国に、関西に安全に避難できるのかと、できるわけじゃないじゃないかって医療現場の人みんな言っているじゃないですか。

転院する過程の中で、重篤な人が病状が悪化するじゃないですか。重症の人の命の危機につながることもあるじゃないですか。もっと言えば、現行の避難計画は5,835床、30キロ圏内にある、この5,835人の方が島根県外の病院に転院するわけでしょう。県外の病院だって人が足りないわけですよ。病床が逼迫しているわけですよ。本当にいざというときに入れますでしょうか。5,835人の人はこの島根の地で、島根の病院で、島根の皆さん方の力で看護を受けているわけですよ。みんな県外に行ったときに、本当にこの島根で受けていたような手厚い看護が受けられますか。

県民の命と安全を脅かす、そういう原発の再稼働は絶対認められない。再稼働同意の撤回を改めて強く求めて、再質問を終わります。

5. 2022年(令和4年)9月定例会一般質問[2022年9月20日]

「原発問題について」

○尾村利成議員 最後に、原発問題について伺います。

岸田首相は8月24日、エネルギー政策を検討する政府の会議で、次世代型原発の開発、建設を検討する方針を表明しました。これまで新增設、リプレース（建て替え）は想定していなかったとしてきた政府の方針を転換したのであります。さらに、首相は既存原発の最大限の活用を図るとし、既に再稼働したことのある10基に加え、2023年夏以降、新たに7基を順次、再稼働させることも表明しました。この再稼働を目指す原発に島根原発2号機が含まれているのであります。原発が一たび重大事故を起こせば、住民に甚大なる被害を与えることは、福島原発事故で明らかかなはずであります。民意に逆らい、大事故の教訓を忘れ、新たな安全神話を作り出す原発回帰の逆流は許せません。

2号機は、今現在も原子力規制委員会による工事計画と保安規定審査が終了しておらず、現時点で具体的な稼働スケジュールなど示せる段階ではないはずであります。何が何でも来年の夏以降に再稼働を突き進もうという国の方針は、民意もリスクも無視しており、あまりにも乱暴であり、国に撤回を求めるべきであります。知事の所見を伺います。

新型コロナウイルス感染症の第7波では、保健所機能がパンクし、100名を超す島根県職員が保健所業務の応援の任に就き、感染拡大時の県職員のマンパワー不足が明瞭になりました。原発事故が発生した際、県や市町村の職員は、住民避難の支援等に当たるとされています。自治体職員には、職員として職務を遂行する義務がある一方で、それぞれが家庭を持っている生身の人間でもあります。保育所や学校に通う子ども、自宅で介護を受ける高齢の両親など、県の職員自らが避難をサポートする必要がある自らの家族を守る責任があります。家族の避難をサポートしなければならない職員に対して、住民避難への支援業務をどこまで義務づける考えなのか、所見を伺います。

また、家族の避難をサポートしなければならない職員のことを考慮した場合、住民避難の支援等に当たる十分なマンパワーが本当に確保できるとお考えですか。所見を伺います。

新型コロナの第7波への対応において、県は都道府県をまたぐ移動について、医療提供体制が逼迫している都道府県においては、現地へ出かけられた県民の皆様が発症した場合に十分な医療が受けられないという可能性がありますとの注意喚起をいたしました。さらに、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者や基礎疾患のある方、妊娠中の方については、医療提供体制が逼迫している都道府県、具体的には確保病床使用率が70%を超え、かつ入院率が2%以下の都道府県への移動は慎重に判断してくださいとし、移動自粛を要請いたしました。この要請はすなわち、第7波のような事態が発生した際に島根原発の事故が起きれば、高齢者や基礎疾患を抱えた方々が避難先の医療機関で十分な医療を受けることができないということを島根県が自ら認めたということにほかなりません。

第7波において、県の行政機能をはじめ、保健所や医療提供体制が逼迫、パンク状態となったことは明白であります。県職員をはじめ、医療、介護、保育の分野でもクラスターが発生し、マンパワーが圧倒的に不足したではありませんか。第7波のような感染症が拡大し、それに自然災害が重なった際に原発事故が発生すれば、県民の命を守ることはできないではありませんか。所見を伺います。

実効ある避難計画とは、知事もお認めになったとおり、原発の事故時に100%住民の命と安全、健康を守ることができる計画であります。このたびの第7波を通じて、実効ある避難計画は未完成であり、机上の空論であるということが明確になった以上、島根原発の再稼働の同意は撤回すべきであります。知事の英断を求めて、質問を終わります。

○知事(丸山達也) 次に、島根原発2号機を来年の夏以降に再稼働させるとの政府方針に対して、島根県として撤回を求めるべきではないかということについての所見についてお答えいたします。

政府は、脱炭素社会の実現に向けた対応策を検討するグリーンTRANSフォーメーション実行会議を開催をされました。その中で原子力政策の今後の進め方として、既に再稼働した原発に加えて、来年の夏以降、島根原発2号機を含む、既に原子炉設置変更許可がなされた原発7基についても、再稼働を目指す方針が示されております。これに関しましては、原子力発電所に関しまして新規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めるというこれまでの政府方針から変更が加えられたものではないというふうに理解をいたしております。現在、島根原発2号機につきましては、設計及び工事計画認可の審査、また、保安規定変更認可の審査が継続中でございまして、議員御指摘のとおり、具体的な再稼働スケジュールが示されているわけではございません。県といたしましては、原子力規制委員会によります厳格な審査を要請をしております、引き続き審査状況を注視していく考えであります。

次に、第7波のような新型コロナ感染症が拡大し、これに自然災害が重なった際、原発事故が発生すれば県民の命を守ることはできないのではないかと御指摘についてお答えいたします。

第7波では、全国で感染が急拡大しまして、県内におきましても、医療機関や高齢者施設などで感染事例が多数発生をいたしております。勤務していただいております現場の皆様には、欠勤により人員不足が生じる中で、業務や勤務体制の調整を行っていただきながら、患者さんの治療、また、施設内で療養されております他の入所者の方々に対します対応などに、日夜御対応いただいております。大変な御負担をおかけしておる関係の皆様御尽力に、心から感謝を申し上げます。

原子力災害時の要支援者の方々の避難は、受入先や搬送手段などの準備が整わない段階では、かえって健康が損なわれるおそれがあるために、屋内避難を行っていただき、安全に避難をしていただくための必要な調整、準備が整った後に避難をしていただくことといたしております。感染拡大に自然災害の発生が重なるなど、広域避難計画の中で入院患者の避難先となる山陽の3県で受入れが難しい状況となった場合には、四国や関西地方の府県などとの災害連携協定による支援を受けて、より広域に避難の調整を行う考えであります。このような山陽3県以外の府県等との広域的な避難者の受入れにつきまして、国に確認し、県のみで受入先の確保、調整が実務上できない場合には、政府において対応することとありまして、県としても、そのような場合におきましても適切に対応できるものというふうに考えているところでございます。

最後に、原発再稼働同意について、撤回をすべきとの御指摘に関する見解であります。

島根原発2号機の再稼働判断に当たりましては、住民説明会、また、安全対策協議会、原子力安全顧問、関係自治体、県議会などの御意見を踏まえまして、避難対策や安全性、必要性を含む様々な観点から総合的に判

断した結果、現状においてはやむを得ないものと考え、再稼働を容認をしたところであります。

議員から御指摘をいただいております避難計画につきましては、自然災害と同様にしっかりした計画を策定し、訓練を行ってきていることから、実効性があるものと認識をいたしているところでございます。当然、自然災害とは異なる避難方法などに不安や疑問を抱かれる県民がいらっしゃることも事実でございます。県といたしましては、どのような不安、疑問を持たれているのか、一つ一つの御指摘を参考にしながら、引き続き訓練や広報、周知、また避難計画の実効性を高めるための取組を継続していく考えであります。

先般の再稼働判断につきましては、全ての方々に御賛同いただいているわけではなく、反対の御意見もある中での苦渋の判断でありましたけれども、再稼働を容認する判断をした者の責任といたしまして、引き続き避難対策の向上に取り組むなど、必要な対応を取っていく考えであります。

○防災部長(奈良省吾) 原子力災害時に家族の避難にサポートが必要な職員に対して、住民避難の支援業務をどこまで義務づけるか、また、住民避難の支援等に当たる十分なマンパワーが確保できるかについてお答えします。

万が一、原子力発電所で事故が起きた場合に、県でどのような業務を、どのような体制で行うのかについては、原子力災害時の業務継続計画、いわゆるBCPを作成し定めているところです。このBCPでは、原子力災害時に行う業務として、事故の状況把握や避難情報の伝達、避難車両の確保などを行う災害対策本部業務のほか、原子力災害特有の業務である避難を行う住民が被曝していないことを確認する避難退域時検査業務や、避難者の受入れを行う県内外の市町村に対する支援業務、そして、県で通常行っている業務のうち、医療や介護等に関する業務や水道水の供給に関する業務などの、中断すると住民の生活や地域経済等に重大な影響を及ぼすことになる災害時でも継続すべき業務、これらを定め実施することとしております。

これらの業務を実施する体制については、議員御指摘のとおり、避難の指示が出され、職員の中にも家族等の避難の支援を行わなければならない職員が出てくることを想定する必要がありますが、そのような職員には住民の方に確実に避難していただくためにも、家族等の避難の支援を優先していただくこととしております。このため、BCPでは、家族等の避難のため、あらかじめ原発から30キロメートル圏内で勤務する職員の約2割が出勤できなくなることを想定して、行うべき業務や実施体制を定めているところです。例えば、最大の職員が必要となる原発から30キロメートル圏内の住民に避難の指示が出されるような場合には、災害対策本部業務に約800人、避難退域時検査の業務等に約1,400人、継続すべき通常業務に約900人と、出勤できなくなる職員を除いて全体で3,200人程度で業務を行う体制を取ることにしております。また、関係市に対しても、県のBCP策定時にこれらの考え方を説明し、原子力災害時の対応の参考としていただいているところです。

このほか、中国電力の社員等から避難退域時検査業務に最大約1,300人を派遣してもらうほか、放射線量を測定するモニタリング業務には必要とされる人員を派遣してもらうこととしており、これらのことについて、先般、島根県、鳥取県及び中国電力の3者で新たに協定を締結したところです。このように、原子力災害時に行う業務を定め、実施体制を整備しているところですが、複合災害の発生等、災害等の状況によっては、県や関係自治体など地域レベルでは対応が困難になってくることも想定されます。その場合は、国に対し自衛隊の派遣等を要請し、対応することとしており、国も自衛隊の派遣等に責任を持って対応するとされているところです。

○尾村利成議員【再質問】 知事、私はコロナの第7波を経験してはっきりしたことっていうのは、知事も答弁なさいましたけども、病院においても、介護施設においても、福祉施設においても、ここ島根県庁においても、人手が足りなかった、マンパワーが不足したということだと思います。それなのに知事は、避難計画の中で、実効性が今の計画にはあるんだということ答弁で先ほど述べられました。課題も言われたんですけど、実効性があると言われました。第7波を経験して、今の避難計画に実効性があるということを言ってしまうと、これは県が新たな原発の安全神話を振りまくことになるではありませんか。医療の現場や福祉の現場の思いと全く乖離していることになりませんか。私は、この点で医療機関や介護の現場、福祉の現場、生の声を真摯に知事に聞いていただきたい。実態をしっかりと調べていただきたい。このことを求めたいと思います。この点は知事に答弁を求めます。

○知事(丸山達也) 第7波におきまして、保健所業務を県庁本庁で代行するなどの対応をいたしましたので、これまでで一番、この一般行政業務を行うことと新型コロナの業務を行うことについて、最も逼迫した情勢であったというふうに認識をいたしております。

一方で、仮に島根原子力発電所において原子力災害が発生した場合の対応というのは、様々な法定給付業務など必ずやらなきゃいけない業務、BCPに基づいて、そういったものは継続いたしますけども、その他の業務というのは停止をしながら対応に当たることとなります。したがって、今回の新型コロナ7波対応よりも、もう一段、必要不可欠な業務以外を停止した形での対応をすることとなりますので、そういった中で対応をさせていただくということでございます。

そして、医療現場、また、介護の現場におきましても、様々、大変な対応をしていただいております。こういった中で、実際避難がその施設に必要な場合には、転院等の業務をしていただくことにはなりませんので、この7波の対応以上に業務が逼迫するということが予想されます。他の転院先等の調整については都道府県間で、この島根県内の施設に置かれている方々の状況というのは、島根県庁で各施設の状況を把握しまして、相手の県に伝え、そして相手の県でこの移転先を調整をしてもらって避難をしていただくということでございますので、施設間同士で調整をしていただくということについては求めてまいりません。

当然、この島根県、県庁側にこういった状況の患者の方がこういった形でおられるかということ報告をしていただくということが業務として付加されますので、一段と業務が逼迫することになるかと思っておりますけれども、場合によりましては、島根県県庁側から人を派遣するなどして、そういった負担軽減についてについては当然考えていかなければいけないというふうに考えているところでございますけれども、そういった形で、原子力発電所の事故発生時の場合というのは、今般の通常業務を行う中でのコロナとの両立というモードから、一段、業務縮小という形で、避難対応、事故対応に重点化する形で対応させていただくということで、この避難を実効性ある形で実行していくという考えでございます。

○尾村利成議員【再々質問】 知事、いざ事故時の避難の点で、山陽のほうへの入院患者の移動とか、それから四国、関西方面への移動という点、災害連携協定でやっているのと、こういう答弁あったと思いますね。しかし、本当に人手が足りないわけですよ。人手が足りないんですよ。安全に避難できるでしょうか。私は言いたいですよ。なぜ病気で苦しんでいる人が、重篤な人たちが避難しなきゃならないんですか。原発を動かさなければ済むじゃないですか。私は医療現場や入院患者の声を聞くべきだと思います。再稼働同意の撤回を改めて求めて、質問を終わります。

6. 2022年(令和4年)5月定例会一般質問[2022年6月3日]

「島根原発2号機再稼働の判断基準について」

○尾村利成議員 最後に、島根原発2号機再稼働の判断基準についてです。

昨日、知事は、島根原発2号機の再稼働に同意すると表明いたしました。島根県政の重要課題である原発再稼働に関して、住民意思を正確に、そして的確に把握することなく、あまりにも拙速なる判断に対して、県民から失望と不安の声が巻き起こっています。

私は、原発再稼働の判断基準として、1つに、県民の命と安全を守ることができるのかどうか、2つに、県政の主人公である県民の理解と納得、合意が得られているのかどうか、この2点を物差しとすべきである、このことを強調してきました。事実、知事自身、昨年9月定例会の私の質問に対し、県民の理解、合意ということが大事であるということは大切な視点だと思っている、判断について県民の皆さんの御理解がいただけるような内容であるように、そして判断をするに当たってその御理解ができるだけいただけるよう臨んでいく、このように答弁されたところであります。

知事に伺います。

県民からは、不正続きの中国電力への不信、核のごみ処理が未確立、実効ある避難計画が未策定など、不安が渦巻いております。島根原発2号機再稼働の判断に当たって、県民の合意は得られているとお考えですか。県民の命と安全を守るとは、これは保障されていますか。お答えいただきたいと思っております。

県民は、不正、不祥事続きの中国電力に原発を運転する資格はない、命を預けることはできない、このよう

に考えています。事実、知事も昨年9月、中国電力の幹部に対して次のように言われたではありませんか。中国電力は安全の意識が低く、緊張感や責任感が著しく不足している、このように苦言を知事は呈したではありませんか。

先月、またもや中国電力の不適切事案が発覚いたしました。協力会社から依頼を受けた外部業者が、有効期限を自ら書き換えた身分証明書を使って原発構内に入っていたのであります。身分証明書の偽造を見落とした本事案は、中電の入構者管理に甘さがあり、原発のテロ対策や安全対策が不十分であるということのを改めて露呈したのではないのでしょうか。

現時点、本事案の原因究明はなされていません。再発防止対策も示されておりません。この現状で拙速なる再稼働を認めるということであれば、知事が県民の命と安全を守る責任を放棄したこととなるではありませんか。知事自身が原発の安全神話につかっているということになるではありませんか。知事の所見を伺います。

中国電力に対し、本事案の経緯、原因を徹底的に明らかにさせ、実効ある再発防止対策を策定させる、そして県民への説明責任を中電に果たさせるべきであります。いかがですか。

福島原発では、破壊された原子炉建屋への地下水流入によって、核燃料から溶け出した放射性物質を含む汚染水が増え続けています。このような中、東電は、地元の反対を押し切って汚染水の海洋放出を決定し、原子力規制委員会は5月18日に、東電の申請を認める審査書案を了承しました。

この点で許せないのは、政府と東京電力は、地元漁業者に対して、関係者の理解なしにいかなる処分も行いませんと約束していたということであり、国民との約束を守らない政府と電力会社が信頼されるはずはないではありませんか。汚染水の海洋放出は、環境汚染のみならず、事故後11年にわたる福島県を台なしにするものではありませんか。こういう福島への裏切りが国と電力会社への不信を広げているということを指摘するものであります。

原発立地県の知事として、福島原発汚染水をめぐる政府の背信行為に対して、福島県と連帯して強く抗議すべきではありませんか。知事の所見を伺います。

国に対してきっぱりと物を言ってこそ、島根原発の安全性や避難計画の実効性確保など国が島根県と約束したことを確実に実行させる担保となるのではないのでしょうか。知事のお考えを伺います。

岸田首相は、ロシアのウクライナ侵略などに伴うエネルギー価格の高騰に乗じて、原子力の最大限の活用を繰り返し発言しています。停止中原発の速やかな再稼働に向けて、原子力規制委員会の審査、検査の効率化で再稼働を促進すべきとの議論もなされています。原発再稼働への前のめりは、重大事故を引き起こした痛苦の教訓を踏まえない、安全置き去りの姿勢と言わなければなりません。県民の命と安全を守るためには、国任せ、そして国に迎合する姿勢ではなくて、島根県として主体的に、そして能動的に対応する姿勢を持つべきであります。

安全協定第12条では、島根県は、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要がある場合は、中国電力に対して適切措置を求めることができると規定しています。原子炉の停止もできるという、こういう強い権限であります。中国電力は、これまで幾度も不適切事案を起こしています。

そこで、伺います。

島根県として、これまで、この第12条の適切措置要求権を発動したこと、行使したことが今までにありますか。

島根原発2号機再稼働の条件は、中国電力の適正なる運転が担保されていることにあります。安全性に疑念が生じ、適正運転が担保されなければ、島根原発2号機の再稼働などあり得ないではありませんか。その際、適切措置要求権を発動して原子炉の停止を決断すべきではありませんか。知事のお考えをお聞かせいただけます。

県民の命と安全を守ることこそ県政の最大の責任、使命であるということ強調して、質問を終わります。

○知事(丸山達也) 次に、島根原発2号機の再稼働判断に当たりまして、県民の合意は得られているのか、また県民の命と安全を守ることはできるのかということについてのお尋ねにお答えいたします。

このたびの判断に当たりましては、住民団体の代表の方々も参加される安全対策協議会や累次の住民説明会の開催によりまして、住民の方々から幅広い御意見を伺ってきたところでございます。また、こうした場におけます政府からの説明、回答が十分でないものや、私どもが判断するに当たって重要と考えたものにつつま

しては、再度政府に確認を求めるとともに、いただいた御意見に対する県としての認識もまとめまして、御意見とともに、県議会の特別委員会で御報告、説明させていただいたほか、ホームページでも公表することによりまして、県民の皆様にもお示しをしてきたところでございます。そして、関係自治体の御意見、県民の代表であります県議会の御意見を踏まえまして、昨日、県知事として、最終的な判断についてお示しをしたところでございます。

私といたしましては、今申し上げましたような手順を一つ一つ丁寧に進めることによりまして、再稼働に慎重な方々の御意見もいただく機会を設け、これを踏まえて判断したところでありますけれども、議員から御指摘のとおり、全ての方がこの判断に賛成されているわけではなく、反対の御意見もある中での苦渋の判断であるということでもあります。

したがって、今回の再稼働容認という方針、結果に対しまして、県民が抱かれる不安や懸念、心配の原因となっている原子力発電に関する課題につきましても、島根県として改善や解決に向けて最大限取り組んでまいる必要があると考えておりますし、国や中国電力にも、原子力発電や避難対策に関する課題解決や再生可能エネルギーの導入促進を進めるよう求めていく考えであります。また、引き続き、中国電力が安全に原子力発電所を運転するように、その状況や動向を厳正にチェックするとともに、避難対策の向上に取り組むなど、必要な対応を行っていきたいというふうに考えております。こうした取組を通じまして、県民の皆様のもと安全を守ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、中国電力の不正入域事案についてお答えいたします。

この事案につきましては、発生から3日後の先月13日に中国電力から報告を受けまして、その際、県から中国電力に対しまして、原因究明と再発防止を講じるよう求めたところであります。私自らも、昨月の5月22日に島根原子力発電所を視察した際に、中国電力に対しまして再度その徹底を求めまして、中国電力からは、既に対策を取ったけれども、原因を深く掘り下げ、追加の対策を講じるとの回答がありました。

今回の事案につきましては、発電所の入域、エリアに入ることについての管理に関するものであり、核物質を防護するために公表することができない情報を含むために、中国電力は、事案の詳細や再発防止策の具体的な内容までは明らかにしておりません。こうしたこと自体はやむを得ないと考えておりますけれども、中国電力の管理体制に住民の方々が不安を持たれているということでございますので、公表可能な情報は公表してもらい、住民の不安が解消するよう取り組んでもらう必要があると考えておりまして、今後の進展を注視してまいります。

また、この事態を受けまして、先月24日に、原子力規制庁長官に対しまして、規制当局として、中国電力が講じる改善措置を原子炉等規制法に基づく原子力規制検査の中でしっかりと確認するように求めたところであります。規制庁長官からは、この検査制度の中で、事業者の保安活動等に緩みが出ないように目を光らせていくとの回答がありました。

したがって、原子力規制庁による法律に基づく厳格な規制の下に再発防止策がしっかり講じられるということが確認できましたので、再稼働の判断の時期を遅らせる必要があるという判断はいたしませんでした。

次に、福島第一原発の処理水の海洋放出に対する福島県と連携した抗議についてであります。

この問題に関します政府方針、また地元漁業者等の意見などにつきましては、報道等では承知しておりますけれども、詳細を承知しておりませんし、現在どのようなやり取りが進行中かということも承知をしておりませんので、島根県として、当事者間で協議がなされているという性格のものに対応を取るとは考えていないところでございます。

島根原発の安全性や避難計画につきましては、これまでも私自身、国に対しまして、規制委員会に対しましては厳格な審査、検査、また内閣府に対しましては原子力災害時の責任を持った対応など、県として求めるべき要請は行っているところでございます。したがって、今後、状況に応じて、より具体的に明確に要請すべき事柄があれば、より明確に求めていく考えでございます。

次に、適正運転が行われない場合に適切措置要求権を発動、行使して原子炉を停止すべきとの御意見についての私の所見であります。

島根原発におきましては、周辺地域住民の安全が脅かされるような事態が生じた場合に、県として立入調査を行った上で、中国電力に対しまして、原子炉停止を含め適切な措置を求めることといたしておりますが、実績といたしましては、これまでにこの適切な措置を求めたことはございません。

例えば、平成22年に、定期点検で行うべき点検の未実施が判明した問題では、住民の安全確保への影響が懸念される事態ではあったと認識をいたしておりますけれども、先方、中国電力は、点検計画と実績の不整合を確認した後、自ら原子炉を停止しましたので、県がこの措置を要求するという事態には至っていないという状況でございます。同様な事態が発生すれば、中国電力自らが原子炉を停止ということが想定されるところでございます。

また、国においても、原子炉施設の保全や原子炉の運転などに関する規定に違反があった場合には、規制当局として、原子炉等規制法に基づき、事業者に対しまして原子炉停止を命じることができるとされておりまして、当然、政府として必要と判断した場合にはその措置が取られることとなります。県といたしましても、万が一、周辺地域住民の安全に影響を及ぼすような事態となったと判断をして、なおかつ、先ほど申し上げました中国電力自身または政府による対応が取られないようであれば、ちゅうちょなく、安全協定に基づく原子炉停止を含めた適切な措置を中国電力に対して求めてまいります。

ただし、この適切な措置というのは、原子炉停止を含む適切な措置でございますので、停止までは求めず、適切な措置として原子炉停止が適切だというふうに判断すれば停止を、停止以前の事柄を求めることが適当な場合にはその他の事項ということで、必ず停止を求めるという性格のものではないということでございますので、御理解を賜ればというふうに思うところでございます。

○尾村利成議員【再質問】 知事に、島根原発再稼働への県民の合意は得られていないのではないかと、私はこのように言いました。何点が理由がございませぬ。

さきの質問でも申しましたが、1つは、中国電力の事業者としての適格性の問題であります。昨年9月3日に、知事は中国電力の幹部に対して、安全意識が低い、緊張感や責任感が著しく不足している、このように知事は中電の幹部に述べられました。昨年9月3日、あれから8か月余りが今です。

昨年9月以降、何があったのか。先月5月、またもや不適切事案が起こった。安全意識が著しく不足していると昨年言っという、また先月、不適切な事案が起こったのに、これはどういうことですか、再稼働にゴーサインを出すということは、中国電力に対して信頼が回復したということですか。全幅の信頼を置いているということですか。安全意識、責任感が著しく不足しているとおっしゃったんだけど、安全意識や責任感が高まった、こういうふうに判断されたということですか。お答えいただきたいと思ひます。

それから、避難計画の問題です。県民の合意が、私は、避難計画の実効性がないために合意が得られてないと言ひました。

知事は、昨日の再稼働同意表明の中で、避難計画には実効性がある、このように昨日強弁されました。私は、またもや県民への不信を広げる発言ではなかつたかと思ひざるを得ませぬ。

県民の多くは、いざ事故のとき本当に無事に避難できるのか、安全に避難できるのか、非常にここは不安が高まっているところであります。事実、市民団体が行った病院や福祉施設へのアンケート調査でも、6割から、避難計画どおりに避難することはできない、不可能という声が発せられているじゃないですか。現場の声を聞くべきではありませんか。

それから最後に、私は、国任せ、国迎合では駄目だということを言ひました。一つの例として、福島県の例を言ひました。

漁業者との十分な納得なしに、合意なしに汚染水は流さないということを約束しているんだけど、国は海洋放出を決めたわけですね。約束を破ったわけですね。こういう国民との約束を破ったという国を本当に信頼してはいけぬのではないかと。だから私は、県民の命を守るために県が主体的に動く、能動的に動く必要があるのではないかとこのように言ひました。

知事、県として主体的に能動的に県民の命を守るために今後とも対策を取るといふ、そういう決意を改めて述べていただきたい。

この3点、お願いしたいと思ひます。

○知事(丸山達也) 中国電力の原子力発電所の設置者、運営者としての適格性について再質問いただきましたので、お答えいたします。

昨年9月に、そういった旨、評価をお伝えしたのは事実でございます。先般起きました不正入域事件について、私の評価は、基本的には、侵入を許した、だまされたという甘さというところをいかに改善するかという

こと、これは規制庁の下で厳格に対策を講じてもらう必要がありますし、機器の問題なら機器を追加する、人の問題であれば人的な教育を強化する、人を増やすとかという形で対策が講じられるべきだと思います。

意識なり姿勢について申し上げますと、不正を見抜けなかったということは今申し上げた改善点ですけども、基本的に、この事案が判明した後に直ちに公表し、それに対しての措置を迅速に講じていこうという姿勢を見せたという意味において、私は、不正事案に対しての向き合い方としては向上しているというふうに思っております。非常に県民の皆さんが不安を持たれる施設、発電所でありますので、ノーミスが求められる、ノーミスが期待される施設であります。ただ、必ず人が扱うものであって、人が間違わないということ自体がこれはまさに安全神話でありますので、手拔かりがあったりということがあった場合にそれを見つけて直す、また、類似のものがなくどうかということ、ヒヤリ・ハットといった言い方をしますね、労災事故の考え方ですけども、労働災害があった場合に、それを起こしそうになった事案がもっとたくさんある、その手前のものはもっとたくさんある、そういったことを潰していくことによって災害がなくなっていくという考え方がありますが、小さな気づき、ミスというものを見逃さずに直していくということこそが、リスクを伴った施設を安全に運転していくという姿勢だと私は思っております、そういった意味での向き合い方ができているという意味において、対処の仕方というのは私は評価をしているというところが私の認識でございます。

したがって、不正入域を許してしまったというチェックの甘さというところの改善を講じてもらいながら、なおかつ、こういった事案がもし生じた場合には直ちに同じような対応をして改善を講じ、そして、懸念を持たれている県民の皆さんにできるだけ情報をつまびらかにしてもらうということを徹底してもらう必要があるというふうに思っております。

そして、2点目で、避難計画の実効性についてでありますけれども、避難計画の実効性について御懸念を住民説明会等また県議会でも頂戴いたしておりますので、そういった御懸念を持たれている県民の皆様方に対する対応として、さらなる対応が必要だというふうに認識をいたしております。

どのようにそもそも対応しているのかがまだ理解できていないという方々に対しましては、周辺3市において、松江市と同様な地区ごとの避難ルート、また避難先、そして屋内退避が要するのかどうか、なぜ要するのかということ、を簡便に記したリーフレットのようなものを各戸に配布をしていくといった対応、そして今議員からも御指摘のございました病院、社会福祉施設等での御懸念に対しましては、マニュアル策定に当たって、県として、施設ごとにそれぞれの実情に応じた避難計画を作成していただくことに対しましての策定支援を行う中で、それぞれの施設がお困りになっている事柄をどういうふうに対応すべきか、また県行政として新たに対応すべき、その施設の中での対応ではなくて、県として、ほかの施設も含めて対応すべき課題があればそれに対して対策を講じていくといった形で、個別の策定なり避難の実施について実効が伴うような形での改善を共に進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

課題として認識した上で、様々な方々が様々な御懸念をお持ちだということは、これまで住民説明会、県議会、また各市からの意見の中でいただいておりますので、再稼働を容認するというのもって終わりではなく、それに対しましての懸念、反対があり、それらに対しまして原因になっている事柄についての改善、解消を進めていくという考え方で対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

そして、県として主体的に対応していくということについてでありますけれども、ちょっと正確な発言は、昨日は、経済産業省に対しましては、原発再稼働についての理解を求められております。しかしながら、私、島根県知事としては、今回は島根原発第2号機の再稼働については現状においてはやむを得ないということで容認し、2号機について事前了解を行う旨しか回答いたしません。原子力発電所の再稼働について一般論として理解を示すということではできませんので、2号機については2号機の判断の結果を伝える、3号機については一切言及しないという考え方でございます。

それぞれ県民の皆さんが求められているのはそういう見方だと思いますので、政府に対して、求められたことに対して答えられないことについては答えられないというふうに言ってもいいですし、これまで求めている事柄の中で、我々が想定している再稼働の判断に当たって想定している水準を下回るような状況が生じれば、それは当然個別にきちんと強く求めていくということについては、これは県民が求められることでありますので、県知事として対応していきたいというふうに思っております。

そういった形で、再稼働について、全ての県民の皆様が不安なく賛成していただいている、全ての県民の皆さんが賛成されているわけではない、反対の方もおられる、賛成されている方の中にも、賛成だけでもこの点は不安だと思っておられる方もおられる、そういった事柄に対しての改善をこれからも続けていくというこ

と、そしてそのために必要な事柄については中国電力なり政府に対して個別にきちんと求めて、県として判断して求めていくということについては、引き続き行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○尾村利成議員【再々質問】 知事は、中国電力の先月の不正事案、この件が、即情報を公開したから、情報を提供したから、向き合い方、対処という点については評価している、こういう発言があった。原子力規制庁から非公開文書を借りていて、それを無断で廃棄していた、そして6年間もこれを報告していなかった、こういう重大な事態があったということは忘れてはならない、私はこのように思います。

今回の再稼働の同意判断というのは、やはり県民の間には不安、不満が渦巻いている、この点をしっかりと胸に刻んでいただきたい、このことを述べて、質問を終わります。

7. 2022年(令和4年)2月定例会一般質問[2022年2月25日]

「感染症、多発する自然災害を踏まえた原発稼働是非の判断基準について」

○尾村利成議員 最後に、島根原発について伺います。

2月15日、松江市長は、多くの市民の願いに反し島根原発2号機の再稼働同意を表明いたしました。この拙速なる決定に対し、市民から大きな怒りの声が上がっています。新型コロナウイルス感染症の第6波、オミクロン株の流行から得られた教訓は、危険な原発は絶対に動かしてはならないということであります。第6波の影響は、私たちの想定をはるかに超えました。多くの事業所の閉鎖をはじめ、様々な分野で社会機能の麻痺をもたらしました。仮に、今回の第6波と同等、あるいはそれを超える新たな感染症が流行したとき、島根原発でもし事故が発生したらどうなるのでしょうか。もはや、これは空想ではなく、十分にあり得るということがこの間明白になったのであります。

中国電力の職員や原発の運転員が感染し、発電所内で大規模クラスターが発生したとき、誰が現場の事故対応を責任を持って行うのでしょうか。

新型コロナウイルスが蔓延したときに医療機関、保健所、福祉事業所に余力がないということもはっきりしました。コロナ感染拡大時、入院患者や施設の入所者、コロナの感染者、濃厚接触者への万全なる避難対応が取れるのでしょうか。医療機関や保健所でのマンパワーが不足しているではありませんか。

さらに、第6波では、県庁をはじめ自治体においても感染が相次ぎました。原発事故時にその指令塔となる県庁や自治体が機能不全に陥りかねないということも明らかになったのであります。

また、バスやタクシーなどの輸送事業者でクラスターが発生した場合にどうなるのか。避難の受入先である広島や岡山で感染が蔓延し、広島、岡山において感染症の対応に追われているときに、私たち島根県民の円滑なる受入れ体制が取れるのでしょうか。甚だ疑問であります。

また、第6波の中、太平洋側を中心に津波注意報、警報が発令され、九州では震度5強の地震の被害もありました。新型コロナウイルスの新たな変異株の発生、あるいは未知なる感染症の脅威はこれからも懸念され、その流行期において、自然災害との複合災害が起こり得ることも明白となったのであります。そこで、伺います。

島根県民の命と安全に責任を持つ上で、私たちは、政治家は、ウイルスや自然災害の脅威に対して謙虚でなければなりません。危機管理に当たっては、想定外を想定し、最悪の事態に対応することができるのかどうか、このことを物差しに、基準として原発稼働の是非を考えることが不可欠であります。知事の所見を伺います。

次に、避難計画について伺います。

島根地域全体の避難計画である緊急時対応は、内閣府の原子力防災会議において、昨年7月30日に了承されました。しかし、この緊急時対応は、このたびの第6波を踏まえた計画とはなっていません。実効ある計画とは言えません。

一例を申し上げたいと思います。定員177人の鹿島病院の入院患者さん、鹿島病院の患者さんは、事故時、避難先として出雲市の島根大学附属病院や大田市立病院、済生会江津総合病院など、ここが避難先の施設になっています。計画では、これら病院が、177人入院されている患者を受け入れるということになっています。第6波並みの感染症が発生したとき、本当にこれらの病院が鹿島病院の患者さんを受け入れることができる

でしょうか。また、原発 30 キロ圏内のUPZ内にある病床は5,835 床であり、ここで入院している患者さんの受入先として、県内の 23 病院で 675 人を受け入れる計画となっています。それでも、不足するベッドということになった場合は、岡山、広島、山口 3 県の空きベッド 1 万 7,580 床から確保する、こういう計画になっているのであります。第 6 波においては、島根をはじめ中国地方各県に、まん延防止等重点措置が適用されました。第 6 波の状況を踏まえれば、この受入れ計画というのは絵に描いた餅、机上の空論と言わざるを得ず、非現実的であります。ましてや、第 6 波を越す感染症が発生し、かつ自然災害が重なれば、ベッドの数もケアに従事する医療従事者も大幅に不足することは、火を見るより明らかではありませんか、いかがですか。避難者の受入れ医療機関の意見を真摯に聞いて、現状と課題を把握すべきであります。所見を伺います。

政府は、コロナ禍にあっても、地域医療構想と公立・公的病院の再編、統廃合で病床削減を推進し、県内外のベッド数は毎年のように減らされています。ベッド削減路線を改めない限り、避難先医療機関における受入れ見込み数など確定できるわけがありません。所見を伺います。

また、県内外の避難での受入れ自治体において、新型コロナウイルス感染症の第 5 波、第 6 波のような状況下で本当に受入れが可能なのか、受け入れる上での課題は何であるのかなど、岡山、広島県など受入先自治体への丁寧なるヒアリングを行うべきであります。所見を伺います。

私はこの間、実効ある避難計画とは、原発の事故時に 100%住民の命と安全、健康を守ることができる計画と指摘してきました。この指摘に対し、知事も、そういったことを実現できる計画であり、その体制が必要であると答弁されたところであります。しかし、現場では、避難計画への不安が渦巻いています。市民団体が学校や病院、福祉施設などに実施したアンケート調査において、約 6 割の施設から避難計画に基づく対応は不可能との回答が寄せられているのであります。避難計画の実効性を客観的に検証するためにも、特に避難が困難な環境に置かれている災害時要援護者やその支援者、病院、福祉事業者、学校に対して、県が直接、丁寧なる説明を行い、その実効性について当事者が主体的に評価できる機会を設けるべきであります。そして、寄せられた意見を計画に盛り込むべきであります。所見を伺います。

知事は 1 月 27 日の定例記者会見において、2 月 2 日と 5 日に予定していた原子力防災訓練に関連して、県の避難計画で新たにクリアしなければいけない課題が出てきたわけではないとの発言をされました。しかしながら、第 6 波の教訓を真摯に受け止めるのであれば、クリアしなければならない課題は山積しているのではありませんか。新たな原発安全神話とも言うべき認識は撤回されるべきであります。原発再稼働を判断するに当たっては、未知なる感染症の流行と自然災害の同時発生を想定した避難計画の策定及び住民参加の原子力防災訓練を実施するなど、実効性を検証する取組を行うべきと考えます。いかがですか。

私は、新型コロナ危機にある今、リスクを軽減する上からも稼働原発の即時運転停止を求めるものであります。想定外の事態が起こり得るという現実に向け、机上の空論となりかねない現在の避難計画を根拠に、島根原発 2 号機の再稼働など断じて許されない、認められない、そのことを強調して質問を終わります。

○知事(丸山達也) 次に、原子力防災におきまして想定外を想定し、この最悪の事態に対応できるかどうかを物差し、基準としてこの原発稼働の是非を考えるべきとの御指摘についてであります。

原発の安全対策につきましては、福島第一原発事故の教訓を踏まえまして、従来よりも大幅に強化された新規規制基準に基づき取ることとされております。

具体的には、福島第一原発事故の直接的な原因となりました津波や地震などの大規模な自然災害などの想定を大幅に強化しまして、その想定に基づき安全対策を取ることとされ、その安全対策の内容も 1 つの対策が機能しないことも想定し、複数の対策を準備し重大事故を防ぐこととされております。

こうしたことから、政府は新規規制基準に適合した原子炉施設は福島第一原発事故のような重大事故が起きる可能性は極めて低くなっているとしていますが、この何重もの安全対策が機能せず、事故が発生することも想定し避難対策を取ることとなっております。

避難対策につきましては、原子力災害と同時に地震や津波が起きた場合に備えまして、先ほどの原子力災害の際の想定ではなく、一般の地震、津波における被害想定を用いて対処することとされております。

原発の安全対策につきましては、原子炉施設で一旦事故が起き、放射性物質等が放出されますと放射能汚染は広域かつ長期に及び、被害が甚大であるため、先ほど申し上げましたこの敷地周辺で起こり得る過去最大規模の地震や津波を過去の文献調査や地質調査などに基づき極めて厳しく想定していることから、この想定をこの避難対策に用いることは適当ではないと考えております。

また、感染症対策につきましては、別途想定を検討していく必要があると考えておりました、例えば今回の第6波の感染の急拡大によります自宅療養者の想定以上の増加などのようにこれまで想定しておりませんでした新たな状況が想定される場合には、まずその想定に現在のマニュアルなどで対応できるかを検証しまして、対応できなければ直ちに新たな対策を取ることが必要であります。それを踏まえて、今後の想定や対策を見直し検討していくという手順を取っていく考えでございます。

避難対策につきましては、このように新たな状況を想定しなければならない段階で、早急にその都度対応していくということを考えております。

そして、原発再稼働の可否の判断につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、避難対策や安全性、必要性を含めていずれか一つの観点から判断するのではなく、様々な観点から総合的に判断していくという考えでございます。

次に、感染拡大時や自然災害時の避難先病院の確保と避難先病院の現状課題の把握についてであります。

原子力災害時の入院患者の避難計画では、入院患者の病状に応じまして、避難先病院の空床数や空きベッドの数ですね、医療機能などを確認しながら調整をしていくことといたしております。

感染拡大時や自然災害が重なった場合におきましては、この避難患者が必要な医療を受けられるようあらかじめ避難先病院間の役割分担を行うとともに、災害派遣医療チーム、DMATなどの参画によりまして、避難先病院のその時々々の病床数や医療従事者の状況を把握の上、入院患者の病状などに応じまして病床数の割当てや入院調整を行うことといたしております。

なお、PAZ内の鹿島病院におきましては、感染症の対応や被災などのために優先して受け入れていただく県内病院を指定いたしておりますけれども、その受け入れが困難な状況が生じた場合には、県内の他の病院や、避難先となります岡山県、広島県に加えまして医療の御協力をいただく予定の山口県とも調整してまいります。

さらに、PAZ内の鹿島病院に加えまして、UPZ内の病院などにおいて万が一、山陽3県での受け入れが困難な状況が生じた場合に備えまして、四国や関西地方などの府県などと災害連携協定による支援を受けまして、入院患者をケアする医療従事者の確保を含めて広域的に入院先の調整を行ってまいります。

今後とも、平時から災害時の視点を踏まえまして、各病院の役割と連携を進め、医療人材の育成、確保に取り組むとともに、県内病院のほか県外の避難先病院を調整していただきます岡山県や広島県、山口県と意見交換を行いまして、円滑な入院調整に向けて連携して取り組んでまいります考えでございます。

次に、避難先病院の受け入れ見込み数と感染拡大状況下での受入先自治体の課題の把握についてお答えをいたします。

議員御指摘の地域医療構想と病床数の関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり、この地域医療構想は、将来の医療需要を目安として中期的な視点で地域に必要な医療提供体制について話し合いを進めるものでございます。また、島根県としては、病床の削減ありきではなく、地域での議論を尊重し、地域の実情を考慮した必要な医療提供体制を守っていく考えでございます。

令和3年7月に策定しました避難計画となります広域的な避難計画となります、島根地域の緊急時対応におきましては、このような考え方に立ちまして受け入れ病床数を確保いたしておりますが、一方では、この病床数は日々の病床の使用率や医療機能の変更などによりまして変動するものであることから、随時その状況を把握し、県内の病院はもとより、避難先となります岡山県や広島県、山口県など一層の連携を図り、受け入れに支障のないよう対応してまいります。

また、新型コロナの感染が拡大する場合におきましても、受け入れ可能な病床数を確認しながら対応していくことといたしておりますけれども、第6波のように感染が急拡大する場合には、新たな対応を取っていく必要がございます。計画において、入院患者の受け入れ先となります岡山県や広島県、山口県とはこれまでも協議を行っておりますけれども、今後とも定期的な協議の中で新たな感染拡大の想定も検討し必要な対応を行っていく考えでございます。

次に、避難計画の実効性について、災害時要支援者やその支援者などの当事者の方々が主体的に評価できる機会を設け、その意見を計画に盛り込むべきとの御意見についてお答えをいたします。

病院、社会福祉施設、学校におきましては、入院患者さんや入所者、児童生徒などが万が一の原子力災害時に安全に避難などができるよう、施設ごとにそれぞれの実情に応じて避難計画を作成していただくこととなっております。このため、その策定のためのガイドラインを検討して作成しまして、説明会の開催のほか、個

別説明を行うなど計画策定の支援を行ってきておりまして、その策定状況を確認する際や、それぞれが実施する防災訓練や研修会など様々な機会に御意見をいただいているところでございます。

また、在宅の避難行動要支援者につきましては、災害対策基本法の改正におきまして個別避難計画の策定が努力義務化されたことを踏まえまして、例えば松江市では、個人ごとの避難先市町村やストレッチャー車両等の要否、支援者などが登録できるシステムの再構築を行うなど、避難等の当事者だけではなく、身近な地域全体で要支援者の方の避難を支えるための仕組みが進められておるところでございます。

さらに、毎年行われております原子力防災訓練におきましては、それらの施設において避難の支援をいただく関係者や地域の皆様に御参加をいただきまして、避難方法等について理解を深めていただきながら改善すべき点があれば御意見をいただいているところでございます。

こういった取組を通じまして、避難計画の実効性の向上のための取組を引き続き重ねてまいりたいというふうに考えております。

最後に、避難計画の課題と未知なる感染症流行、自然災害の同時発生を想定した避難計画の策定及び防災訓練の実施についてであります。

議員から御指摘いただきました私の記者会見における発言につきましては、昨年7月時点で国が取りまとめた島根地域全体の避難計画であります緊急時対応には、改めて訓練等で確認しクリアしなければならない課題はなく、したがって今月2日に実施しました原子力防災訓練は、この緊急時対応の内容を検証するという観点からは縮小して実施しても影響がないという意味で申し上げたものでございます。

一方で、新たに発生する課題があることは事実であります。議員御指摘の原子力災害が発生した際の感染症対策につきましては、昨年3月に新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアルを策定しまして、その後、第5波までそのマニュアルで対応できることを確認してきたところであります。

一方で、年末からの第6波につきましては、これまでの想定と異なり、感染者数がこれまでにない急拡大をし、自宅療養者がこれまでになく急増してきたことから、自宅療養者については濃厚接触者に準じ県内の施設で一時滞在するとの対応を取ることを確認し訓練に臨んだところであります。

原子力災害時の避難対策に関しましては、現段階で避難の実施に支障を生じるような課題はないと考えておりますけれども、このようにクリアすべき課題が認められれば直ちにその課題の解決方法を検討し、避難計画やマニュアル等に反映させていく考えでございます。

当然、これからも新たな課題が出てくるのが想定されますけれども、その際には議員から御指摘をいただいておりますとおり、決して安全神話に陥ることがないように新たな想定を検討して対応策を取ってまいる考えであります。

避難計画につきましては、訓練等を通じまして繰り返し確認を行っていくことが重要でございまして、例えば今回の訓練では、冬の時期にこのコロナの流行下で地震と原子力災害の複合災害が発生した際の自治体などの初動対応について改善すべき点がないかということを確認することを目的として実施したところであります。今回につきましては、住民参加の訓練は残念ながら実施ができませんでしたけれども、引き続き訓練を通じた改善点の確認に取り組み、避難計画の実効性の向上に取り組んでいく考えでございます。

○尾村利成議員【再質問】 避難計画に関して、私は鹿島病院の例を挙げました、177床。で、この事故があったとき177床の患者さん、島大の附属病院、大田市立病院、済生会江津総合病院、ここに移ってもらうというのが今の計画です。知事の答弁、いただいたわけですが、ここらの病院で受入れができなかったときには、岡山、広島、山口3県に対しても調整を取っていくんだと。そこでも入院ができなかったときには、災害連携協定に基づいて、四国それから関西、ここでの調整も考えるんだと、こういう答弁でした。これは鹿島病院だけではなくて、30キロ圏内、5,835床あるわけですが、この入院患者さんは最悪の場合、受け入れてもらうところには失礼な言い方もありませんけど、四国まで、関西まで入院患者さんを移すんだというそういうことも考えているんだという答弁だったと思います。何でこんなことになるのか。私は地域医療構想を取り上げましたけども、2013年度からのベッド数というのをですね、地域医療構想というのは2014年の医療介護総合法、これが起点となって2013年度からのベッドの削減を計画しているわけですから、2013年度からこの間8年間で島根県内でベッドの数が1,200床減った。これは単純にベッドの数が減っただけではないんですね。ベッドが減るということは、ベッドの削減に伴って、そのベッドの削減に連動してお医者さんが減る、看護師さんも減る、結局、島根県内の医療資源が、医療のパワーが細ってきた、これが現実だと思うんですよ。これ

で、コロナ禍の下で大変な事態が起こった、いわゆるコロナ病床を確保してもらわないといけないから通常診療の制限が現に起こったわけです。第6波では、救急も拒否するという、せざるを得ないという病院だって出たわけです。だから、本当にこの感染症が拡大してきたときに、本当に一人一人の命が守れるのか、入院患者さんを受け入れることが本当にできるのか、困難な事態が生まれかねないのではないか、このように私は強調したわけです。

じゃあどうするのか、医療削減路線、これを転換していかないと、医療や福祉を充実する方向へと少なくとも持っていかないといけない。同時に危険な原発の稼働停止も決断しないといけないというふうに私は思うわけです。知事、この点で改めて御答弁いただきたい。

それから、判断基準ですね、稼働の判断基準で知事は避難計画、安全性それから必要性、こういったものを総合的に判断して決めるんだというふうに言われました。私は、判断基準、物差しが一番根底に置かなきゃならないもの、一番基準で幹にしなければならないもの、それはですね、一人一人の命を守ることができるのか、安全を守ることができるのか、健康を守ることができるのか、このことを基準にすべきだ、基準が一番大事なところとすべきだと、こういうふうに考えますけども、いかがでしょうか。

○知事(丸山達也) 尾村議員の再質問2点についてお答えいたします。

1点目は、この医療削減路線というものを転換、福祉も含めて、介護も含めて転換すべきではないかということでございます。

これは、例えば保健所ですと、保健所の人員というのは県職員なり、保健所設置市の職員として、公務員として雇用する方々であります。したがって、事業収支ということを考える必要はございません。しかしながら、医療というのは、基本的に収支、基本的には診療報酬を主体とした収入をもって支出を賄うという事業体として経営される、これは診療所から、これは大学病院ですらそうであります。そういった組織でありますと、数字を、ベッドを確保しなさいという話じゃなくて、まず病院の経営上でどれだけのニーズがあるかということで稼働率、医療需要を見ながら、動く可能性のないベッドを確保していくということというのは、そもそも病院として、診療所として対応できない。ただ、私どもが申し上げておりますのは、将来の医療需要というものを県単位でとか医療圏単位でまとめてこの数字を積み上げて、これくらいのベッドしか要らないだろうと行ってその数字を割り振る形でベッドを決めるというのは国に対してやめるべきだと。実際に、それぞれの医療機関でどれくらいの患者さんがそれぞれの診療科に来られるという見込みがあるかということを経験連携、診療所との連携も含めて見込んだ上で、これくらいのベッドでやっていこうという数字を基に設定をしていくということでもあります。したがって、必要な医療を削っていくということではない形で、島根県としては、政府に対しても物を言っていく、そういった形で事業経営等を含めて、そして必要な医療を賄うということを含めて各病院、診療所で対応していただけるような病床数なりを決めていきたいと思っておりますので、数字が減るのは一切まかりならんということというのは、病院、医療を賄う仕組みというのが事業としてやっていただいている以上、一定の制約があるものというふうに思っているところでございます。

それから、2点目の判断基準、これは何を一番に置くかということでもありますけども、私はそこに順番をつけませんで、私はその原発の安全性、それから避難対策、そして必要性といったものを多角的に、総合的に判断すべきだというふうに考えますし、安全性とか命といったところについても、これは言葉で言うとういうことになりますけども、それを一切のリスクをゼロにするというふうな基準を置くかどうかという中身の問題でもあろうかと思えます。そういったいろんな考え方が、その言葉一つ一つにもいろんな捉え方が、県民の皆様方には御意見がございますので、様々な御意見を頂戴しております中から、このいただいております御意見を吟味した上で総合的に判断をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思うところでございます。

○尾村利成議員【再々質問】 ベッドに関して言うと、国は地域医療構想で急性期病床を全国で20万床削るんだということで進めてきた。けども、ベッドが減らないから430の公立・公的病院を再編、統廃合するんだということを書いてきた。そして、それでも減らないから医療法を改正して、ベッドを削減した病院に対して補助金を出すと、こういう仕掛けをつくってきたという経緯があります。

自治体の仕事ってというのは、県民の皆様方の命、健康を守ることが最優先の仕事であります。地方自治法に規定しています。何よりも命、健康を守る、このことが県政の責務であるということを強調して、終わります。

8. 2021年(令和3年)11月定例会一般質問[2021年12月3日]

「島根原発について」

○尾村利成議員 最後に、島根原発について伺います。

福島原発事故から10年以上がたちましたが、福島第一原発は収束とは程遠く、今もって溶け落ちた核燃料の位置や状態がほとんど分かっていません。さらに、破壊された原子炉建屋への地下水流入により、核燃料から溶け出した放射性物質を含む汚染水が増え続けています。

このような中、政府は、漁業者の反対を押し切って、汚染水を海に流すことを決定しました。汚染水の海洋放出は、環境汚染のみならず、事故後10年にわたる福島の努力を台なしにするものであります。こういう福島の願いに反するやり方が、国と電力会社への不信を広げているのではないのでしょうか。

それにもかかわらず、政府は、原発を重要なベースロード電源と位置づける第6次エネルギー基本計画を閣議決定しました。計画は、現在、発電量において6%の原発を2030年度に20から22%とするものであります。これは、原子力規制委員会に審査申請した27基全てを稼働するものであり、この27基の中には、島根原発2号機の再稼働のみならず、島根原発3号機の新規稼働が含まれています。2号機が再稼働し、3号機まで新規に稼働ということになれば、島根県民は、今後100年、原発漬けとなってしまいます。

原発依存の島根を続けるのか、それとも原発ゼロの島根に切り替えるかは、島根で暮らす県民が決めることであって、国から押しつけられるものではありません。憲法では、地方自治の本旨として、地域の住民が地方政治に参画して、地域のことを自ら決定する住民自治を保障しています。国からの押しつけは、自治体に対する重大なる自治権侵害と考えます。知事の所見を伺います。

松江市では、島根原発2号機再稼働の是非を問う住民投票条例制定を求める直接請求運動がスタートしています。知事は、原発再稼働に当たっては住民の理解と合意が重要であると、このように答弁されています。地方自治と民主主義を守り、発展させ、住民世論を把握する上で、住民投票は有意義なものと考えます。知事の所見を伺います。

次に、プルサーマル計画についてです。

2号機では、2008年10月に国からプルサーマル計画に係る設置変更が許可され、島根県は、2009年3月24日にプルサーマル導入について最終的に了解しました。その2年後に、プルサーマル運転を行っていた福島第一原発3号機が爆発しました。30キロ圏内の出雲、安来、雲南3市が中国電力と安全協定を締結したのは福島原発事故後であって、福島事故前に県が了解したプルサーマルについて、これら周辺3市は全くプルサーマルの議論に加わっていません。

本年2月、電気事業連合会は、プルトニウム利用計画を策定しました。計画では、プルトニウムを保有する各社が自社の責任でプルトニウムを消費し、プルサーマルを早期かつ最大限導入することとしています。現在、中国電力はプルトニウムを1.4トン保有しています。そして、そのプルトニウムを毎年0.4トン利用する計画を立てています。プルサーマルは、ウラン燃料で運転することを前提にした原発に、ウランにプルトニウムを混ぜた燃料を使うものであります。これは、灯油ストーブにガソリンを使うようなものであり、大変危険な運転であります。私は、猛毒物質でもあるプルトニウムを、この島根で、松江で燃やすことには断固反対するものであります。

そこで、伺います。

立地自治体や周辺自治体の同意もなく、プルトニウム利用計画を決定した電気事業連合会や中国電力の姿勢は、自治体との信頼関係を著しく損ねるものと考えます。中国電力並びに県は、2号機再稼働と併せ、2号機でのプルサーマルの是非について、30キロ圏内の3市に説明責任を果たすべきであります。所見を伺います。

次に、避難計画についてです。

私は、実効ある避難計画とは、原発の事故時に100%住民の命と安全、健康を守ることができる計画と指摘をいたしました。この指摘に対し、知事は、そういったことを実現できる計画であり、その体制が必要であると本議場で答弁されました。内閣府は、住民説明会において、避難計画の実効性を高めていくためには、行政の対応能力と住民の理解が重要と説明いたしました。そうであるならば、住民の理解と協力が不可欠であり、行政は住民の意見や不安を正確につかむことが重要であります。計画の実効性を判断するのは、避難を余儀な

くされる要支援者をはじめ、医療、福祉施設、保育園、学校関係者など一人一人の住民であり、十分に一人一人の理解が得られず、住民自身が避難計画に実効性がないと判断したならば、再稼働などあり得ません。いかがですか。

医療や介護分野のマンパワーは、平時でもぎりぎりの状態です。コロナ危機を通じて、さらにそのことが明白となりました。原発事故時に備えて、要支援者、入院患者、福祉施設入所者の避難を支援する医師、看護師、介護士など、専門知識を有する医療、介護スタッフを充足・確保する必要があります。所見を伺います。

最後に、島根創生計画の理念と島根原発について伺います。

島根創生とは、笑顔で暮らせる島根をつくる計画であります。一方、県民の笑顔と幸せを奪い去ってしまうのが原発の事故であります。原発がある限り、住民は事故の不安を抱えて生活せざるを得ません。事故の不安におびえながら島根で生活すること自体、笑顔で暮らせる島根の創生とは言えないのではないのでしょうか。原発ゼロを決断し、使用済み核燃料や原子炉の処理が終われば、原子力防災訓練を実施する必要はなくなります。そればかりか、原発事故に備えた避難計画の策定も不必要となります。私は、島根原発の存在は、島根創生計画の理念に反するものと考えます。知事の所見を伺います。

福島県は、あの事故を通じて、原発推進の国のエネルギー計画とはきっぱりと決別をいたしました。今こそ、島根県政は福島と固く連帯し、原発ゼロを決断し、この島根から安全・安心のエネルギーを発信すべきであります。島根原発2号機の再稼働は断じて許さない、認められない、このことを強調して質問を終わります。

○知事(丸山達也) 次に、第6次エネルギー基本計画について、国からの押しつけであり、住民自治の侵害であるとの議員の認識に対する私の所見についてお答えをいたします。

第6次エネルギー基本計画は、政府による中長期的な国全体のエネルギー政策を示すものでありまして、特定の地方公共団体に個別具体の行為や判断を義務づけるものではないと理解をいたしております。

島根原発2号機の稼働、再稼働の判断につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、住民団体の代表も参加されます安全対策協議会や原子力の専門家であります原子力安全顧問、また関係自治体など、様々な御意見をよくお聞きした上で、憲法に保障されております住民自治の原則に基づき、直接選挙により選ばれた議員の皆様から構成される県議会の御意見を伺って、総合的に判断する考えであります。

次に、住民投票に対する私の認識についてお答えをいたします。

地方自治法におきましては、条例の制定を求める直接請求が法律上認められ、その要件や手続が定められております。条例制定を求める直接請求につきましては、最終的には請求を受けた地方公共団体の議会の議決により決することとされております。

御質問にございます松江市における直接請求の動きについては、条例案の内容を承知いたしておりませんが、間接民主制に基づいて、議会や市長の判断に完全に委ねるのではなく、住民による投票によって市民の意見を反映しようという取組であるというふうに理解をいたしております。

次に、プルサーマルの是非に関する説明責任についてお答えをいたします。

中国電力は、原子力発電に伴い発生します使用済み核燃料を再処理し、それによって回収されたウランやプルトニウムをMOX燃料に加工して再利用する、いわゆるプルサーマルを島根原発2号機で行うことにつきまして、国から平成30年10月に許可をされ、平成21年3月に島根県と松江市においてそれぞれ了解を行っております。その後、平成25年7月に、福島第一原発事故を踏まえた新規制基準が施行され、既存の施設に遡って適用されることになったことから、中国電力は、平成25年12月に原子力規制委員会にプルサーマルの実施を含めて設置変更許可の申請を行い、本年9月15日に設置変更許可が出されたところであります。

設置変更許可を受けまして、中国電力においては、2号機の安全対策や再稼働の必要性について、様々な場面で説明されておられますけれども、県といたしましても、分かりやすく丁寧な説明を要請してきており、周辺市に対し、プルサーマルに関する説明が足りないということであれば、適切に対応されるよう引き続き中国電力に求めてまいります。

次に、住民一人一人によります避難計画の実効性判断と島根原発2号機の再稼働についてお答えをいたします。

島根原発には、再稼働するしないにかかわらず、使用済み核燃料などがありますことから、県におきましては、万が一原子力災害が起こっても住民の方が確実に避難できるよう、避難計画を策定し、訓練等を実施しているところであります。

避難計画の実効性につきましては、ここまでできていれば大丈夫という性格のものではなく、不断に見直しを行い、より円滑な対応ができるよう改善していくものであると考えております。

県といたしましては、医療機関、福祉施設、保育園、学校関係者や地域の皆様には、毎年度実施しております訓練に参加していただくなどしまして、病院や社会福祉施設における屋内退避や避難誘導、学校などにおけます児童生徒の所在確認や保護者への引渡し、地域における要支援者の避難の支援などを体験していただき、理解を深めていただいているところであります。そういった中で、改善すべき点があれば御意見をいただくなど、計画をより充実させるという観点から、避難計画の実効性向上のための努力を引き続いて重ねてまいりたいと考えております。

次に、原子力発電所事故に備えた医療、介護スタッフの充足・確保についてお答えをいたします。

議員から御指摘をいただきましたとおり、医療機関や社会福祉施設では、平常時から人材不足が課題となっております。県では、修学資金の貸与や研修支援、勤務環境の改善など、医療や介護の人材確保に向けた取組を進めているところであります。こうした専門知識を有する人材は、災害時におきましても、要支援者の安全確保などにおきまして大きな役割を担っていただく必要がございます。万が一の災害にも備え、平時からしっかり体制を整備していく必要がございます。

また、医療機関や社会福祉施設の入院患者や入所者が円滑に避難できるよう、研修や訓練などによりまして習熟を図っていただくことも重要と考えております。

原子力災害時の要支援者の避難につきましては、受け入れていただく施設の調整やストレッチャー車両などの避難手段の準備が整わない段階での避難は、かえって健康にマイナスを生じるおそれがあります。そのため、例えば原発から5キロ圏内では、そういった必要な調整や準備が整うまで、原発近隣の放射線防護対策を講じております病院や社会福祉施設に一時的に避難していただき、準備が整い次第、避難をしていただくことといたしております。

これまでも、医療、介護の充実に向けまして、関係機関と連携しながら人材確保に取り組んでおりまして、平時の体制強化とともに専門性の向上、避難時の様々な状況に対する対応ができる準備を行いまして、災害時においても要支援者の安全の確保が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、島根原発の存在が島根創生計画の理念に反するのではないかという御指摘に対する私の所見を申し上げます。

島根創生計画では、産業を活性化させることで島根の若者が増え、働きやすく子育てしやすい環境を整備することで若者の結婚や子育ての希望をかなえて、中山間地域や離島においても必要な生活基盤やサービスが確保されるといった県民生活の様々な側面を含めて、笑顔で暮らせる島根として、その実現に向けて取組を進めているところであります。

島根原発の稼働、再稼働につきましては、その安全性、必要性、避難対策について、様々な立場からの御意見を踏まえながら、総合的に判断をしていく考えであります。

答弁に誤りがございましたので、修正をさせていただきます。

プルサーマルの是非の説明責任についての御答弁の中で、中国電力について、プルサーマルの許可がなされた年について、「平成30年10月」と先ほどお答えいたしましたけれども、正しくは「平成20年10月」が正しい内容でございました。おわびをして訂正をさせていただきます。私からの答弁は以上でございます。

○尾村利成議員【再質問】 原発の問題で、私は島根原発の存在が創生計画の理念に反すると言いました。この質問に対して知事は、島根創生計画の内容を説明され、島根原発については、安全性、必要性、避難計画など、様々な立場の方の意見を踏まえて判断する、こういう答弁だったわけです。私が言ったのは、島根原発の存在、原発事故の不安、このことを抱えながら生活すること自体、笑顔で暮らす島根とは相入れないのではないですかという質問なんです。真正面からの答弁にはなってないんです。

じゃあ、なぜ県民が不安を持つのか。それは、核のごみの処理方法がいまだに確立されていない。今日も大地震が、震度5の地震が和歌山で、そして山梨で起こった。日本列島がいつ大地震にどこで襲われるかわからない、こういう不安がある。複合災害の不安がある。原発の耐震安全性への不安がある。何よりも、中国電力がきちっと安全に運転をしてくれるのかという不安がある。国は、エネルギー基本計画で2号機を動かせ、3号機も動かせ、こう言うけれども、国は何をやっているか。福島の水を海に流すという。そして、避難解除と連動して福島の被害者の賠償を打ち切ろうとしている。こういうことをやってるわけです。ここへの不信

があるわけです。

だから、こういう不信、不安を払拭することなしに稼働ということになれば、県民の笑顔を、本当に笑顔あふれる、笑顔で暮らせる島根をつくるということにはならないのではないですかと、こういうふうに私は言ったわけです。この点での御答弁、お願いしたいと思います。

○知事(丸山達也) 島根創生計画の笑顔で暮らせる島根と島根原発の関係について、直接議員への答えになっていないのではないかという御指摘についてであります。原子力発電所の安全性をどう評価するかということについて、当然、原子力規制委員会の審査についても、規制委員会自体がリスクがゼロになるわけではないということを認めておりますので、それについて、原発事故のリスクが残るということを重視されるお立場からしますと、避難計画についても、実際に避難を訓練で大規模にやるわけにはいきませんから、訓練も不安だということも含めて、安全な生活と両立できないのではないかと、そういう御主張は当然理解できません。

ただ一方で、福島原発事故を踏まえて、当時の規制基準から重大事故発生時の対応を含めて、もともとあった項目も含めて、規制基準が相当厳しくなったという中で合格したものについて、安全性が福島原発事故よりも高まっているというふうに評価できるのではないかと見られる方もおられますし、そして原発の必要性について、再生可能エネルギーで代替できるのではないかと見られる方もおられますし、再生可能エネルギーで代替をするということは、電力の安定供給に不安が残る、またはいわゆる賦課金といったものを上限なしに負担できるような家庭や事業者は限られるのではないかと、また化石燃料に頼るといった構造が電力料金の上下といった形で生活、事業の安定性を阻害するといったことから、再稼働をしてほしいという考えの方もおられます。そういった稼働、再稼働については、安全性の問題というのは非常に大きな問題ではございますが、それ以外の要素も含めて、賛否が、いろんな御意見がございまして、そういった安全性以外のところについての評価、意見も含めて総合的に判断をしていきたいというふうに申し上げたところでございます。そういった意味では、説明が足りておりませんでしたけれども、そういった意味で、安全性とそれ以外の要素も含めて総合的に判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○尾村利成議員【再々質問】 原発ですけども、福島の事故の原因はいまだに分かっていない。10年たって、今でも分かってない。そうであるならば、安全なる規制の基準などでできているわけがないと思います。県民が県政の主人公です。県民の理解と納得なしに、私は原発の再稼働などやってはならない。地方創生に反することだと考えます。以上で終わります。

9. 2021年(令和3年)9月定例会一般質問[2021年9月17日]

「島根原発について」

○尾村利成議員 最後に、島根原発についてであります。

今、島根は、歴史的岐路に立っています。島根原発2号機の再稼働によって、今後とも原発の危険を抱え、原発依存の島根を続けるのか、それとも危険な原発とはきっぱり決別し、安全・安心の島根の道を歩むのか、大きな分かれ道にあります。

原子力規制委員会は、9月15日、島根原発2号機が新規規制基準に適合しているとする審査書を正式に了承しました。新規規制基準適合をもって原発が安全であると保証されたわけではありません。新規規制基準は、過酷事故発生があり得るとの立場を取っています。事実、原子力規制委員会自身、新規規制基準を満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではありませんと明確に述べています。原発には、ほかの事故には見られない異質の危険があります。一度重大事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段は存在しません。被害は空間的にどこまでも広がり、時間的にも将来にわたっても危害を及ぼし、地域社会の存続さえ危うくすることを、福島は実証したではありませんか。福島事故の教訓は、安全な原発などあり得ないということでもあります。

知事に伺います。

たとえ新規規制基準に適合しても、原発事故が発生する可能性は否定できません。社会を破滅させる事故が起

きる危険が万が一でもあるならば、原発技術を使用すること自体、私は許されないと考えます。原発再稼働はやめるべきであります。所見を伺います。

中国電力は、2013年12月に原子力規制委員会に2号機の適合性審査を申請し、184回の審査会合が開かれました。規制委は審査中、中国電力に対し、安全追求の甘さや主体性を欠く姿勢を幾度となく指摘し、苦言を呈してきました。県民からは、相次ぐ不正を続ける中国電力に対し、全国最多の不正を続ける中国電力は信用できない、こういう厳しい声が上がりに続けています。

2号機において、2008年10月に、経済産業大臣からプルサーマル計画に係る設置変更が許可され、島根県は、2009年3月24日にプルサーマル導入について最終的に了解しています。島根県がプルサーマルを了解した前提条件は、安全性については、1つ、国による厳格な安全審査、2つ、中国電力における適正な運転が確保されている、こういうことであります。この間の中国電力の安全対策を見た際、果たしてプルサーマル了解条件、すなわち中国電力の適正運転が確保されていると言えるのでしょうか。

中国電力は、2010年3月に島根原発1、2号機で511か所もの点検漏れ、15年6月には低レベル放射性廃棄物の処理に関する校正記録を偽造、そして19年8月には放射線量などを測定した資料を保存期間中誤廃棄、さらに20年2月に放射性廃棄物を保管するサイトバンカ建物の巡視を実施していないのに実施したと偽った、こういう不正の事案が発生しています。本年5月17日には原子炉建物内で労災事故を起こし、その翌日には火災の発生など、目に余る不祥事、不適切事案、不正事案のオンパレードではありませんか。こういう事態を不適正な運転というのであります。

さらに、6月23日の定例会合では、秘密保持契約により原子力規制庁から貸与されていた原子力発電所のテロ対策施設に関する非公開文書を無断で廃棄していたことも明らかになりました。この点で悪質なのは、6年間も文書廃棄が未報告であったことであります。これに対し、規制庁から、人から借りた大事な文書を誤って捨てておいて、何も報告がないのはおかしい、こういう怒りの声が上がりました。

このように、再三にわたって、中国電力の安全、保守対策に赤信号が点滅し、何より島根県自身が、何度となく、幾度となく、中国電力の不正、不祥事に対して、立入りの調査を実施してきたではありませんか。

知事に伺います。

第1に、誰が見ても、中国電力の安全管理体制は不適切であります。島根県がプルサーマルを了解した際の中国電力の安全管理体制は適切である、この判断理由はもう完全に破綻しています。所見を伺います。

第2に、中国電力は、今年8月、県内周辺自治体に対して、事前了解権は認められないと回答しました。その理由として、島根原発建設時の水面埋立てや林地開発の許認可権が立地自治体にしかないことを根拠といたしました。こうしたこそくな判断理由を持ち出してまで、周辺自治体に事前了解権を認めない姿勢は、原発再稼働のハードルを上げたくないことへの表れではありませんか。言い換えれば、安全管理体制に自信がないということ、中国電力が自ら認めたのであります。

中国電力に原発を稼働する資格はなく、公益企業としての資質が問われていると考えます。島根県の評価を伺います。

最後に、不正、不祥事を続ける中国電力に県民の命を預けることなど絶対にできません。プルサーマル運転はもちろん、島根原発再稼働など認めない、この判断を知事は下すべきであります。知事の英断を求めるものであります。

私は、中国電力の皆様、関係者の皆さんが、この地域にかけがえのない電力を送ってくださることに心からの敬意を表します。中国電力の職員の皆さん、関係者の皆さん、自信と誇りを持って、私は業務に励んでいただきたいと思えます。そのためにも、政府が、国が、原発稼働というこの政策をやめるべきであります。中国電力の経営陣が原発稼働ということをやめるべきであります。そのことを心から訴えまして、質問を終わります。

○知事(丸山達也) 次に、島根原発につきまして、新規制基準に適合しても原発事故が発生する可能性は否定できないということについて、そして原発技術の使用自体許されず、再稼働はやめるべきとの2つの御質問、関連いたしますので一括してお答えをさせていただきます。

原子力規制委員会によりますと、福島第一原発事故の教訓を踏まえて策定されました新規制基準に適合するための設置変更許可を受け、その安全対策が実施されれば、放射性物質の大量放出に至るような重大事故が発生する可能性は極めて低く抑えられるとしております。しかしながら、同時に、リスクがゼロになるわけで

はないということも、原子力規制委員会は認めておるところでございます。私も同じ認識でございます。

一方で、国のエネルギー基本計画によりますと、原子力発電は、運転時にCO₂排出が少ない、また数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる、運転コストが低廉で変動も少ない、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きいなどの特性を有し、重要なベースロード電源であるとされているところであります。

このように、リスクはゼロではありませんけれども、重要なベースロード電源として必要とされる原子力発電について、島根県として再稼働の可否を判断するためには、万が一の災害の発生に備え、どのような避難対策が取られているかということも重要になってまいります。

県や市では、災害時の住民の避難を担っておりますので、県では、地区ごとの避難先や避難ルートなど、避難に必要な事項を定めるほか、関係市においても避難計画を策定し、より具体的な住民避難の方法などについて定めているところであります。

そして、県や市の避難対策に加えまして、国や事業者の対応などをまとめた島根地域全体の避難計画であります緊急時対応が、先般、内閣総理大臣を議長とします原子力防災会議において、具体的かつ合理的であると了承されたところであります。

島根原発2号機の再稼働の可否について判断するに当たりましては、まず今述べました2号機の安全対策や再稼働の必要性、住民避難対策などについて十分な説明を受ける必要があり、今後、その説明を受けることといたします。その上で、島根県が委嘱しております原子力の専門家である原子力安全顧問、住民の方々も参加されます安全対策協議会や関係自治体の意見をよく聞くほか、住民説明会を開催し、住民の方にも十分な説明をいただくことといたします。そして、それらの意見を踏まえまして、県民の代表であります県議会の御意見を伺い、再稼働について総合的に判断をしていく考えでございます。

次に、県がプルサーマルを了解した際の判断理由、これが継続していると評価できるのかどうかということについてお答えをいたします。

中国電力は、原子力発電に伴い発生する使用済み核燃料を再処理し、回収されたウランやプルトニウムをMOX燃料に加工して再利用する、いわゆるプルサーマルを島根原発2号機で行うことにつきまして、平成18年に国に申請をいたしました。その際、県は、中国電力の安全管理体制は適切とした上で、国への申請自体を了解いたしております。その後、平成20年にはプルサーマルは許可され、県としても最終的な了解を行ったところであります。そして、平成25年7月に、福島第一原発事故を踏まえた新規制基準が施行され、既存の施設に遡って適用されることになったことから、中国電力は、同年12月に、原子力規制委員会にプルサーマルの実施を含めて設置変更許可の申請を行いました。なお、中国電力がこの申請を行うことにつきましては、県としても事前了解を行っているところでございます。原子力規制委員会の審査では、安全に運転するための技術的能力についても確認が行われ、先日、15日に設置変更許可が出されたところであります。

今後、島根原発2号機の再稼働の可否について島根県として判断していく中で、原子力規制庁から審査結果を基に安全性について説明を受けますので、プルサーマルの実施を含め、中国電力が2号機を安全に運転するに足る技術的能力を備えているかということについても確認することといたします。

次に、中国電力が原発を稼働する資格、また公益企業としての資質を備えているかどうかということについてであります。

中国電力におきましては、平成22年の保守点検の不備をはじめ、平成27年の低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計の問題、また令和2年のサイトバンカ建物の巡視業務の未実施と、不適切事案が繰り返され、最近におきましても、非公開文書を平成27年に誤廃棄した事案が判明するなど、地域からの信頼は著しく損なわれていると言わざるを得ないところであります。

議員御指摘の周辺自治体の安全協定の問題と中国電力の安全管理体制に対する自信の有無が、両者が関係しているかどうかにつきましては、そういった見方もあるかもしれませんが、県としてそうだとおっしゃるに断定するまでの根拠は持ち合わせておりませんので、分からないというところが私の認識でございます。

そして、中国電力におきましては、これらの事案が発生するたびに、業務手順や協力会社の研修を行うなど、体制面での改善に取り組んでこられたところでありますけれども、それでもなお、不適切事案が続いているということは、原発の安全に対する意識が低く、緊張感と責任感が著しく不足していたのではないかとおっしゃるに考えております。そのため、先般、私から直接、中国電力に対しまして、二度とこうした事案を起こさないよう、住民の方々の思いにしっかりと向き合ってくださいと強く申し入れたところであり、中国電力から

は、地域の皆様と向き合い、気を引き締めてしっかりと業務に取り組むとの回答があったところであります。私といたしましては、この回答内容に基づき、中国電力による厳正、厳格な安全管理の取組がなされることを注視していきたいというように考えているところでございます。

最後に、島根原発の再稼働を認めないとの判断をすべきではないかということについてであります。

中国電力は、これまで不適切事案を繰り返しており、不安を抱かれる住民の方がいらっしゃるのは、これは事実でございます。今後、島根原発2号機の再稼働の可否について判断していくこととなりますが、まずは原子力規制庁から中国電力の技術的能力を含めた安全性について説明を受けるほか、経済産業省からは再稼働の必要性について、内閣府からは住民の避難対策などについて十分な説明を受けることといたします。その上で、原子力の専門家であります原子力安全顧問、住民の方々も参加されます安全対策協議会や関係自治体の意見をよく聞くほか、住民説明会を開催することといたします。これらの意見を踏まえた上で、県民の代表であります県議会の御意見を伺い、その上で総合的に判断をしていく考えでございます。

○尾村利成議員【再質問】 私は、今回の質問は、命をテーマに質問をさせていただきました。コロナの問題、それから災害の問題、そのコロナの感染によって、救われるべき命が失われるという、こういう事態が起こっていますから、これをどう食い止めるのか。また、近年の自然災害というのは、本当に激甚化し、頻発化しています。いつ、私たち一人一人がこの被害に遭うかも分かりません。そういう中で、島根原発どうするのかという、こういうことを考えていかなければならなくなりました。

知事は、災害の問題でいうと、松江北道路の問題でいうと、この道路は防災・減災の道路だ、避難の道路だということを言われたわけでありましてけれども、私はそうであるならば、その松江北道路のルート、このルートをよく見ていただきたい。すぐ近くに宍道断層が走っている。39キロ、宍道断層が東西に走っている。じゃあ、その宍道断層のあるところで、土砂災害の今危険箇所が何か所あるのかということを考えてみた際、これは松江市の橋北、それから鹿島町、島根町、美保関町、1,200か所を超す土砂災害危険箇所がある。まず、ここをやるべきじゃないかというふうに、私は言いたいと思います。

質問に入ります。

知事も答弁の中で御回答されたんですけど、リスクはゼロではない。原発のリスクはゼロではない。自分もそう考えるというふうに言われました。やはり県政は県民の命を最優先に考えなければならない、私はこう思います。万が一でも原発の事故によって命と安全が脅かされるならば、私は動かしてはならないというふうに考えるんです。知事、再度、この点で御答弁ください。

それから、私は、適正な運転、このことを言いました。これは県が言った基準なんです。県が2009年3月24日、プルサーマルを了解したときに、プルサーマル了解をする条件として、中国電力が適正な運転をするんだと、これが条件だということを、県が条件を付したんです。知事は、先ほど答弁の中でもどう言われたかといえば、中国電力の度重なる不正について、地域からの信頼が著しく損なわれている。それから、中国電力の不正が繰り返されるのは、中国電力に原発の安全に対する意識が低いんだと、中国電力に緊張感と責任感が著しく不足していたのだ、このように御答弁されたわけなんです。それは、適正ではないということ認められたわけなんです。そうであるならば、稼働はできないじゃありませんか。プルサーマルを容認した。2号機はプルサーマルです。その前提条件が崩れたではありませんか。稼働の条件は、私はないというふうに判断すべきだと思います。改めて、御答弁をお願いします。

○知事(丸山達也) 尾村議員の再質問2点についてお答えいたします。

万が一にも重大事故を起こすリスクを有する原子力発電所については、稼働を認めるべきではないということ、そういう認識を取らないのかということについてが1点目でございます。

政策論なり、判断の仕方として、議員御指摘のような考え方というのは、当然あり得るものだというふうに思います。ただ、今の現状、我が国の法制度は、まず原子力規制委員会の厳正な審査の結果、許可がなされれば、原子力発電所を稼働することは可能だというのが、我が国の法制度となっております。それと別途に、電力事業者がそれぞれ立地自治体と協定を結んで、法制度と別枠で、地元の問題との関係で再稼働の同意を得ることになっているという仕組みでございます。したがって、法制度という国民の一般的な合意の世界でいきますと、それが当然というわけではない。そういう考え方があり得るということとはそうだと思いますけれども、それが全てにおいて貫徹されなきゃいけないということではないというふうに私は理解しております。

先ほど申し上げましたとおり、県といたしましては、これからの判断のやり方といたしまして、原子力規制庁から安全性について、経済産業省から再稼働の必要性について、内閣府からは住民避難対策について十分な説明を受けた上で、原子力安全顧問、安全対策協議会、関係自治体の御意見、それから住民説明会等で寄せられるであろう様々な御意見などを伺った上で、そして県議会の御意見を伺って判断をしていきたいという考えでございます。

そして、2点目の中国電力のこれまでの度重なる不祥事に対する評価というのは、先ほど私が御答弁申し上げたとおりですし、先ほどの再質問でも尾村議員が申されたとおりでございます。

例えば、誤廃棄の問題につきましては、例えば誤廃棄をしたということやなぜそのときに公表できなかったかということが姿勢が問われている問題だと思います。そもそももう一つ、誤廃棄をしないようにしなきゃいけないということが、そもそもの問題でありますけれども、例えば問題が発生した時点で、誤解のないようにきちんと公表するという点については、姿勢を改めることで改善がなされることであります。その改善の見込みが全くないということではなくて、気づきがないのか、認識が不十分なのかということになりますけれども、そういうところで改善をされるという余地は、これはあると思っております。これまでの度重なる状況で、大変信頼は著しく失墜をしていると思っておりますけれども、改善できる余地はあり、それを改善すると言われて以上、それをきちんとチェックをしていく、見守っていくという姿勢で、今の時点では対応していきたいというふうな考えでございます。

○尾村利成議員【再々質問】 知事は、法制度のことを言われました。福島はどうか。事故からもう10年と半年以上たったんですけど、福島はあの事故を受けて、これは県として、県議会も全会一致で、福島は原発のない県を目指すということを決めて、今新たな出発をしているわけでありまして。

私は、知事をお願いしたいと思います。再稼働を進めようとしている国とか中国電力に顔を向けるのではなくて、県民の幸せ、笑顔、これを第一に考えていただきたいと思っております。事故が起こってふるさと島根を失ってからでは遅いです。中国電力がもし事故を起こして、幾ら謝罪をしても、これは取り返しがつかないこととなります。原発の、私は判断の基準に、県政の主人公である県民の合意があるのか、県民の命と安全を本当に守れるのか、これを基準にさせていただきたい。知事、この点を再度お願いしておきたい。お考えがあればお願いいたします。

○知事(丸山達也) 尾村議員の再々質問にお答えいたします。

県民の皆さんの理解、合意ということが大事であるということは、大事な視点だと思っております。ただ県民の皆さんの理解、また合意、これを何をもって理解、合意と取るか。そういったことはありますので、県として行う判断、これは稼働する、稼働しないという判断、これはまだいずれも県知事としては決めておりませんけれども、行う判断について、県民の皆さんの御理解がいただけるような内容であるように、そして判断をするに当たって、その御理解ができるだけいただけるようにしなきゃいけないというふうに考えて臨んでいく考えでございます。

10. 2021年(令和3年)6月定例会一問一答質問[2021年6月18日]

「島根原発・安全協定について」

「実効ある避難計画について」

「原発稼働の判断基準について」

○尾村利成議員 島根原発についてであります。2号機の適合性審査が最終盤を迎えています。住民からは、2号機の再稼働に当たっての不安が高まっています。まず、安全協定について伺います。

島根原発30キロメートル圏の出雲市、安来市、雲南市の周辺自治体は、事前了解権、立入調査権、適切措置要求権など、立地自治体と同様の安全協定締結を強く求めております。知事は、周辺自治体の要望をどう評価していますか。

○知事(丸山達也) 安全協定につきましては、周辺自治体からは、福島原発事故以後、原発から30キロメー

トル圏内があらかじめ避難を準備すべき区域とされたことから、立地自治体と同等の権限が与えられるべきという御主張であります。一方で、立地自治体であります松江市からは、原発により近い位置にあり、避難方法が異なっているなど周辺自治体よりも危険性が高いことから、周辺自治体以上の権限が与えられるべきという主張がなされております。

こういった状況でございますので、双方異なる立場から一致しない異なる主張がなされておられますので、意見の一致を見ていない状況にあるというふうに認識いたしております。

○尾村利成議員 現行の安全協定、これは福島事故前に締結されたものでございます。2011年の福島原発事故を契機に、島根県でも地域防災計画の考え方が180度変わりました。知事も御存じだと思いますけども、再度よくお聞きいただきたいと思っております。

2011年の福島原発事故前の島根県の地域防災計画原子力災害編ではどう書いてあったか。原子力発電所は安全上の厳しい規制が行われている。事故が発生しても周辺に影響を及ぼすことはありません。こう書いてあったんですね。さらに、安全協定の締結によって万全を期しています。いかなる場合にも対処できるように計画を策定しています。このように書いてあったんです。はっきり言えば、安全神話にどっぷりつかった地域防災計画だったんですね。

ところが、福島事故後はどのように改定されたのか。こう改定されるんですね、事故後は。過酷事象が発生する可能性も考慮する。このように改定いたしました。すなわち、原発は過酷事故を起こすということをはっきり認めたわけでありまして。

また、事故前は、防災対策を重点的に充実すべき区域は原発から10キロメートル圏内だと。ですから、計画策定が必要な市町村は松江市だけでありました。しかし、事故後は、松江市はもちろんのこと、30キロメートル圏内の出雲市、安来市、雲南市にまで、重点的に原子力災害対策を実施すべき区域を拡大されたわけでありまして。180度変わってきたわけです。

この計画変更の経緯並びに理由について、防災部長、説明してください。

○防災部長(奈良省吾) 議員御指摘のとおり、福島原発事故以前の地域防災計画では、大量の放射性物質が放出されるような過酷な事故は起こらないということを前提として避難方法等が定められておりました。具体的には、避難計画は原発からおおむね10キロメートル圏内の住民を対象としまして、事前に地区ごとの避難先や避難経路等は定まっておりました。こうした考え方は、国の防災基本計画や福島県を含めた全国の前発所在地の地域防災計画でも同様であったと聞いております。

しかしながら、実際に福島原発事故では津波により全ての電源が喪失し、周辺に大量の放射性物質が放出される過酷事故となったところでございます。そして、その際の住民避難では、過酷事故は起こらないものとして設定してしまっていた避難の範囲の10キロメートルを大きく超える範囲まで避難をすることとなったことのほか、避難先を複数回移動することになるなど、多くの問題点があったとされております。

こうした福島原発事故の教訓を踏まえ、国は原子力災害対策指針などを策定し、新たに避難計画を策定する区域を原発から30キロメートル圏内としたほか、段階的な避難等についても定めたところでございます。県においても、それを受け、地域防災計画の改正や広域避難計画の策定などを行い、新たに30キロメートル圏内の対象区域や段階的な避難の方法、地区ごとの避難先等について定めたところでございます。

○尾村利成議員 今、御説明のとおり、防災計画は大きく改定されたと。そうであるならば、この考え方に沿って安全協定を改定するのが自然の流れ、当然であります。周辺自治体にも立地自治体並みの権限を付与すべきではありませんか。知事のお考えをお聞きます。

○知事(丸山達也) 福島原発事故以前に県と松江市が中国電力と締結しました現在の安定協定では、周辺自治体が中国電力と締結している安全協定とは異なりまして、2号機の設置変更許可などの計画に対する事前了解や立入調査、適切な措置の実施要求等について定められておりますが、このことが当時、避難を要する10キロメートル圏内の地域に該当するから関連づけて定められたものかということとは明らかではございません。

したがって、福島原発事故を受けて、避難をあらかじめ準備する区域が30キロメートル圏ということに広がったことによりまして、中国電力が周辺自治体と締結している安全協定の内容を改める責務を負うか

どうかについては、島根県としては協定の当事者でもないことから判断いたしかねるということでございます。

○尾村利成議員 地域防災計画と安全協定の整合性を図ってこそ、実効ある計画に私はなると考えます。協定を改定することと防災計画は矛盾するものでは決してありません。県として、周辺自治体の考えを丁寧に聞くとともに、立地自治体並みの協定締結に向けて積極的な役割を果たすべきと考えますが、どうでしょうか。

○知事(丸山達也) 周辺自治体からは、島根県に対しまして、立地自治体並みの安全協定の締結について支援を要請されているところであります。県では、これを受けまして、中国電力や国に対しましてその内容を届け、適切な対応を要請しているところでもございます。

しかしながら、安全協定につきましては、冒頭の御答弁でも申し上げましたとおり、立地自治体、周辺自治体がそれぞれの立場から異なる主張をされておられます。一方が完全に間違っていて、一方が正しいという関係にもない、意見の一致を見ていない状況であります。現在は、周辺自治体は中国電力からの回答を待たれている状況にあるために、まずは当事者である周辺自治体と中国電力において話し合われるべき事柄であるというふうに考えております。

○尾村利成議員 法的にも考えてみたいと思うんですね。知事はよく御存じだと思います。災害対策基本法ですね。

災害対策基本法では、防災に関する県の責務というのを規定しています。災害対策基本法の第4条、この第4条を読んでみれば、都道府県はその区域内の市町村が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつその総合調整を行う責務を有すると、このように規定しています。この規定に沿って動くことも可能ではないでしょうか。どうでしょうか。

○知事(丸山達也) 議員から御指摘をいただきました規定につきましては、事務または業務ということでございますので、そういった意味で周辺市と立地自治体の原子力災害対応として該当することは可能だと思いますけれども、総合調整をするに当たって、この関係は基本的に中国電力と松江市、中国電力と3市の関係でございまして、県内の都道府県と市町村間にとどまらない課題でありまして、そういった意味で、総合調整の範囲に災害対策基本法が想定していない、対象としていない事業者が入っておりますので、その規定自体をこの問題で直接適用するのは困難が伴うのではないかというふうに思っているところでございます。

○尾村利成議員 法としては分かるけれども、困難もあるのではないかという答弁だったと思います。じゃ、違う角度でいきましょう。現協定の考え方ですね。

現協定の考え方であれば、これは適切措置要求権。現協定は、島根県と松江市と中国電力の3者協定ですね。島根県は入っている。この適切措置要求権、第12条では、島根県は周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要がある場合は、中国電力に対して適切措置を求めると。この中には、原子炉の停止もできるという強い権限があります。この適切措置要求権を使って、中国電力に対して周辺自治体との安全協定、立地自治体並み協定の締結を促すという、こういうこともできるんじゃないでしょうか。

○知事(丸山達也) 協定に基づいてそういったことができる、範疇には入っていると思いますけれども、冒頭申し上げましたとおり、基本的には中国電力を介した松江市の主張、それから周辺3市の主張がかみ合っていない状況にございます。周辺自治体の立場からすると、それはそれでもっともな主張でありますし、片や立地自治体からすると、これはこれで立地自治体としては一つのもっともな主張であります。どちらかが一方で明らかに間違っている、主張をしているという話の構造ではございませんので、それぞれの立場でそれぞれの妥当な主張がされているという状況の中で、片方にくみしてこの規定を使うということについては考えていないというところでございます。

○尾村利成議員 この問題は、長く中国電力と自治体間で議論が重ねられてきましたよね。しかし、一切動いてない。誰が動かしてないのか。中国電力が動かしてない。自治体は締結したいと言いつけてきたけども、電

力会社が一向に動いていない。こういう現状があります。

じゃ、なぜ中国電力は動かないのか。鳥取県をはじめ島根県内の周辺自治体と立地自治体並みの協定を締結しようと思わないのか。私は、簡単だと思います、答えは。中国電力は原発稼働のハードルを上げたくないから締結したくないと思うんです。周辺自治体に立地自治体並みの権限を付与して、危険な原発稼働のハードルを私は上げるときだと思います。

中国電力、この間ずっと不正とか不祥事やってますでしょ。ハードルを上げることこそ、全国最多の不正を繰り返す中国電力が本当の意味で安全対策を強化する、そういう点での担保になるんじゃないでしょうか。知事のお考えをお聞きします。

○知事(丸山達也) 島根県といたしましては、松江市と共に、これまで立地県、都道府県単位での立地自治体として、中国電力が不適切事案を起こした場合には立入調査を行いまして原因究明や再発防止策の確認を行うほか、その後も改善状況を確認するなど、島根原発の安全確保に努めているところでございます。

また、周辺自治体におきましても、現行の安全協定において現地確認をすることができ、必要があると認められるときは意見を述べるができることとなっております。また、2号機の審査状況などについて、周辺自治体は中国電力から立地自治体と事実としては同様の説明を受けておられます。

このように、周辺自治体は既に一定の権限を持っておられまして、またこれに加えて、周辺自治体をカバーする広域自治体としての島根県が、立地市や周辺市を含めた県民の安全確保を最優先に、協定に基づく権限として立入調査をはじめとした原発の安全対策に取り組んでおるところでございます。

県といたしましては、引き続き松江市や周辺自治体と協力しながら、モニタリングや立入調査などを通じて、島根原発の安全性が確保されるよう対応していくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

○尾村利成議員 私は、中国電力待ちになってはならないと思うんですね。県は、住民の安全を守るために、周辺自治体や鳥取県と力を合わせていただきたい。中国電力が動かないときには、その状況をよく見て、島根県としてのアクションを起こしていただきたいと私は思うわけです。

先ほど言ったように、法的に言えば災害対策基本法を使う。そして、安全協定でいえば第12条の適切措置要求権を使う。こういうことを私は発動していただきたいと思います。県民の命と安全を最優先に県政を進める、私はこのことは大事だと思います。県は傍観者になってはならない、こう思うわけです。

知事は、私は2月議会、本当にね、議会中、県議会とも相談されて上京されたでしょ。よく動かれたと思うんですよ。県民の立場で動いたと思うんです。2月議会の開会中、2月25日、上京された。そして、コロナ対策の強化を求めて緊急要請をされた。県民の命を守るために、県内の事業者の営業を守るために、国に対して物を申した。国会議員に対しても地元の状況をしっかり伝えた。こういうことをやられたと思うんです。

今回の件でも、今、事態が動いてないわけですから、県民の立場で、安全対策を本当に強化する立場で動く。中国電力が動かないときには県が主体的に動く、主導的に動く、私はこのことを強く知事に求めたいわけです。改めて知事、お考えを聞かせてください。

○知事(丸山達也) 安全協定の問題につきましては、繰り返しになる部分がございますが、立場の違いから立地自治体側と周辺自治体側の主張が異なり、両方を両立させることは難しいという立場に中国電力は置かれているというふうに客観的に見ております。それを島根県として、どちらかにくみして、こうすべきだというふうに物を言っている状況にあるかという、その内容が双方それぞれの立場から妥当な内容として主張されているというふうに考えておられまして、その中で一方の主張にくみして中国電力に対して求めていくということは避けられないといけないというふうに思っております。これはリーダーシップとか積極性とかっていう問題とまた別の、公平性、中立性も求められる立場でもございますので、そういったもろもろの要素を加味しながら最大限、県民の皆さんの生活、健康、安全、生命を守っていくべく努力していきたいというふうに思います。

○尾村利成議員 知事、考え方としてね、県民の命と安全を守る上で何が一番いいのかという点が一点。それから、県内の周辺自治体は立地自治体並みの協定を求めている。それはなぜかといったら、自分の市の市民の

安全を守らないといけないと考えているから、そう言っているわけです。鳥取県も求めているわけです。鳥取県も求めている。周辺自治体も求めている。こういう事実があるわけですね。ここのところをよくよく考えて、しかるべき動きをしていただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

実効ある避難計画についてであります。

老老介護、高齢者世帯、要支援者の方の多くから、仮に原発の事故が起こっても避難はできない。避難はしないかもしれない。自分は住み慣れた自宅にとどまりたいんです。私は、こういう声をお聞きをしています。災害弱者の不安をどのように県として受け止めていますか。

○知事(丸山達也) 災害への対応といたしまして、自然災害であっても原子力災害であっても、災害が発生したときに、またそのおそれが生じた際には、県や市から避難に関する情報を発信するなどして、住民の皆様にも身を守るための行動を呼びかけます。その際、災害による被害を軽減するためには、どうしても、その呼びかけを受けられます住民の皆様にも、自分のために自らの身を守るための適切な行動を取っていただくことが欠かせないというふうに考えております。

当然、高齢者や要支援者の方など、実際に避難する場面を想定して、避難後の生活や安全に避難できるかといった点について不安を感じる方がいらっしゃるということは事実でございますので、県といたしましてはこれまで、避難手段となります福祉車両の確保や、一般の避難所より生活環境の整った広域福祉避難所の確保など、要支援者のための避難対策等に取り組む一方で、関係市と連携いたしまして、住民の皆様にも避難方法等を理解していただくための取組を進めてきたところでございます。

今後ともこうした取組を行いながら、住民の皆様がどのような不安や疑問を持たれているのか、一つ一つの声も参考にしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○尾村利成議員 知事、続けてね、実効ある避難計画ということをよく言いますけど、実効ある避難計画、実効ある。これはどういうふうに考えておられますか。

○知事(丸山達也) 避難計画に関しましては、災害時に避難に必要な事項についてあらかじめきちんと定められた内容となっているかどうか。そういった計画が策定されているかどうか。また、災害時にその計画どおりに避難できるかといった観点が必要であるというふうに考えております。

このため、県では、広域の避難計画を策定いたしまして、地区ごとの避難先や避難ルート、それから要支援者の避難先や避難手段など避難に必要な事項を定め、市レベルでは、非常に詳細な内容として、バス等により避難する際の集合場所となる一時集結所、また生徒児童等の保護者への引渡しなどについて定めておられます。

今後、これらの避難計画につきましては、島根、鳥取両県を合わせた島根地域全体の避難計画であります「島根地域の緊急時対応」として取りまとめが行われ、国と関係自治体で構成します協議会において、まず具体的かつ合理的であることを確認した上で、その後、内閣総理大臣が議長を務めます原子力防災会議で了承を得る手続を経ることとなっているところでございます。

○尾村利成議員 計画の考え方というのを、流れといいますか、そういうことを今御答弁いただいたと思います。実効ある計画とは一体何なのか。実効ある計画とは何なのか。私は、結論はこうだと思います。実効ある計画とは、原発の事故が起こったときに100%、住民の命と安全、そして健康を守ることができる計画を実効ある計画と私は考えますが、どうですか。

○知事(丸山達也) そういったことを実現できる計画であり、その体制が必要であるというふうに思っております。

○尾村利成議員 関連しますので、最後の原発稼働の判断基準について伺いたいと思います。

原発の稼働に当たっての判断の基準に、基本的人権を保障した日本国憲法と、住民の健康と安全を守ることこそ自治体の使命と規定する地方自治法を据えるべきと考えます。県民の合意がなくて、県民の命と安全を守ることができないのであれば、島根原発の稼働などあり得ないと私は考えますが、いかがでしょうか。

○知事(丸山達也) 県行政として、憲法における基本的人権の尊重、また地方自治法の規定につきましては、業務を執行するに当たりまして根幹になるものであるというふうに考えております。

島根原発の再稼働、稼働に当たりましては、原子力規制委員会の設置変更許可の後、国から安全性や必要性、住民避難対策等について十分な説明を受けた上で、県議会をはじめ、住民の方々も参加されます安全対策協議会や原子力の専門家であります原子力安全顧問、関係自治体などの意見をよく伺った上で総合的に判断していく考えであります。

○尾村利成議員 最後のところで知事が、国だ、県議会だ、関係自治体と、こう言われた点は、これは稼働に当たっての判断のプロセスなんですね、プロセス。基準では私はないと思うんです。私は、基準は、県民の合意があるのかどうか、それから県民の命を守ることができるのかどうか、ここに物差し、基準を置くべきだと考えますが、どうでしょうか。

○知事(丸山達也) 県民の合意をどのように定義づけるかが難しい問題でありますけども、今私が申し上げた手順といったものを通じて、そういった手順を経ることによって、県民の合意、理解をいただいているかどうかということを確認していける手続だというふうに思っております。

○尾村利成議員 島根原発の2号機、3号機も当然そうですけど、稼働に当たっては多くの県民が反対しています。島根創生の成功の鍵は、県民の願いに反することはやらない、県民の命と安全、健康を守る、私はここが本当に根底に据えなければならないことだと思います。原発の稼働など認めないということを強調して、質問を終わります。